

絵図からみる淀藩の土砂留め管理

—「城州江州土砂留場絵図」の検討—

島 本 多 敬・鈴 木 康 久

〔要旨〕江戸幕府は淀川水系での堆砂防止のために、万治3年(1660)に土砂留令を發布し、貞享元年(1684)からは大名に地域を割り当て毎年巡回させるなど、様々な事業を展開してきた。この土砂留めに関する研究は、法制度の変遷や個々の村における実態の検討が中心であり、広域的な土砂留め管理を実現する担い手や、各村(町)における土砂留めの実施状況を流域の視点で俯瞰的に捉えるための手段に関する研究は十分でない。そこで本稿では、淀藩の土砂留め管理に関わる絵図を取めた竖帳「城州江州土砂留場絵図」(京都産業大学図書館所蔵)について、資料学的分析を交えて作製過程を検討し、絵図の構成、記載情報、後筆の状況を分析した。その結果、本資料が土砂留め役人の巡回ルートを想定して編纂されたこと、寛政5年(1793)～享和2年(1802)の間、水害や土砂留め普請の実施などにともなう現状変更が記録され、淀藩土砂留め役人の管理業務に利用されていたことが明らかになった。

また、記載に基づき、淀藩が管轄する各村(町)での土砂留めの工法や箇所について検討した。その結果、淀藩が管理する木津川(淀川)流域、宇治川・瀬田川流域において128箇所の堰堤、30箇所の小松植付を確認できた。竖帳を構成する40枚の絵図(空白4枚含む)から、68村(町)等の土砂留めの様相を俯瞰的に示すことができた。

キーワード：土砂留め、淀川水系、淀藩、普請絵図、広域土木行政

目 次

I はじめに	II 資料の伝来と概要
III 各丁の内容	IV 絵図の作製過程
V 「城州江州土砂留場絵図」に みる 18 世紀末頃の土砂留め 管理	VI 総括と展望

I はじめに

(1) 淀川水系における近世の土砂留め研究の成果と課題

17 世紀半ば頃、畿内周辺において洪水が頻発し、山地から河川に流出する土砂が河川の水行の妨げや河床上昇、耕地への流入や港湾へ堆積するなどの問題をもたらした。この状況を受けて江戸幕府老中らは、万治3年（1660）に上方奉行衆に指示して山城・大和・伊賀3か国の領主に木の根を掘り取ることを禁止し苗木植え付けを命じるなど、数度にわたって淀川水系における樹根の掘削禁止・植林・新田開発禁止などの内容を含む土砂留め法令を発した。そして、貞享元年（1684）8月、土砂留めの徹底を期して、畿内近国に領地をもつ11の大名に命じて、指定した郡の土砂の流出状況や土砂留め普請を管理させ、また、そのために家臣（土砂留め役人）に指定郡内の村々を所領を問わず巡回させ実地を監督するよう指示した。この法令に基づく畿内近国土砂留め制度は、その後、土砂留め管理を担当する大名の数や管轄郡の編成が改められつつ、幕末まで継続された⁽¹⁾。

この淀川水系における土砂流出とその対応状況や、それを監督する畿内近国土砂留め制度をめぐっては、戦前から主に土木史分野で近代砂防の前史として法令や奉行所・土砂留め役人の巡回の事例、用いられた工法が紹介されてきた⁽³⁾。その後、日本史学において、寛文6年（1666）のいわゆる諸国山川掟が全国法令ではなく淀川流域周辺の畿内近国に限定されること⁽⁴⁾、畿内近国

土砂留め制度は17世紀末にかけて担当藩の整理がなされつつ幕末まで存続し、所領を問わず京都・大坂町奉行所の役人と諸藩の土砂留め役人が村々を巡回・監督する制度であることが明らかにされ、18世紀後半には土砂留め担当藩による巡回・監督業務を統括していた京都・大坂奉行所の権限が強化されるなど、幕府による広域土木行政の直轄化傾向とその国制史的意義が指摘された。⁽⁶⁾

日本史学におけるこれらの議論は、所領錯綜地域である畿内近国（五畿内に播磨・丹波・近江3か国を加えた地域）における幕府支配機構のあり方や、幕府広域支配の実態や個別領主支配との関係を論じる畿内近国支配論のもとに進められた。⁽⁷⁾ 幕藩領主の支配のもと、村々が日常的な利用と維持を担ったのが近世の河川管理であるが、所領の異なる村々を貫いて流れる河川の支配は畿内近国支配論の典型的な事例といえる。それゆえ、幕府の国役普請制度に基づいて国を単位に村々から人足や普請費用を徴発した河川堤防の普請体制のあり方や、堤奉行や大坂町奉行所における河川支配の体制が検討され、⁽⁸⁾ 淀川・大和川の支配を幕府全国統治における大坂の軍事的位置付けから評価する議論が登場した。⁽⁹⁾ 支配者・被支配者間で共通する治水という課題に関わって、畿内近国土砂留め制度も幕府が譜代大名を動員した広域的統治の一種として、所領錯綜地域の個別領主支配を覆うように展開し、これを補完する制度として注目されてきたのである。

こうした動向のもと、土砂留めの政策史に関する議論が精緻化する一方で、村落による山林利用の活発化がもたらした草山・はげ山の発生とその対策という観点から、畿内近国土砂留め制度が山地利用の制限をとまなうために、水田の草肥の利用制限や樹木の繁茂にとまなう獣害の顕在化など、近世村落の生活・生産活動との矛盾をはらんでいた側面も指摘された。⁽¹²⁾ また、幕府主導の広域土木行政として展開した土砂留めは、その影響下にある個別領主の土砂流出・堆積問題への関心を惹起し、18世紀初頭において個別領主からの要望に応じ、幕府が個別領主とも連携しながら山地からの土砂流出・堆積を

監視しようとする動きが生じていたことが明らかにされている⁽¹³⁾。これらは地域に残された文書を利用して、村・町あるいは個別領主の動きを論じたものであり、土砂留め制度全体の議論においてはローカルな側面を照射するにとどまっている。

近年、諸藩の土砂留め役人が必要とした業務マニュアルなどの各種文書類、藩政機構における土砂留め役人の位置付けや土砂留め管理業務に関わって收受された史資料の詳細や特性が明らかにされつつある。例えば、土砂留め普請箇所を書き上げた記録（普請箇所付帳）の分析によって、従来、芝伏工の一種とされてきた「杭木芝留め」という工法が「石垣留め」と互換性のある堰堤状の工法であると指摘され、土木史において議論されてきた工法に関して、なお史料に基づく検証を要する状況にあることが示された⁽¹⁴⁾。また、土砂留め普請箇所を示す絵図資料や、土砂留め役人が村々から土砂留め絵図を徴集した事例が紹介され、土砂留め管理業務における複数の河川・谷筋におよぶ普請箇所・工法の把握手段としての絵図の有用性が示唆されている⁽¹⁵⁾。しかし、幕府法令や幕府支配機構の分析と、個別の町・村側の史資料による土砂留めの実態解明（これを通じて間接的に把握できる個別領主の動向を含む）という二方向に分かれた議論の間であって、土砂留め役人がいかにして村々を超えて広域土木行政を遂行し、様々な工法を駆使して土砂流出・堆積に対応してきたのかを解明するには至っていない。畿内近国支配において重要な位置を占めた治水の問題、すなわち幕藩領主による河川とその上流部における水や土砂のコントロールの手法を明らかにするためにも、土砂留め役人による広域土木行政の実施過程で、地理情報（地形、植生、普請の工法など）を記録し蓄積していくために用いられた史資料の特性を検討することが重要なのである。

(2) 本稿の目的

上記の課題に接近するため、当時の土砂留め管理業務の一環で作製され、

かつ、土砂留めに用いられていた工法を把握することができる絵図資料を検討する。本稿では、畿内近国土砂留め制度に基づいて土砂留めを管理した淀藩の資料の一つと推定され⁽¹⁶⁾、冊子の形態をとる点で非常に特徴的な「城州江州土砂留場絵図」(以下、本資料とする。京都産業大学図書館所蔵)を取り上げる。本資料について、島本多敬はその内容を紹介し、寛政5年(1793)に普請所が追加されたという記述から本資料を同年以前の作製と推定しているが、作製過程や目的、記載内容の詳細な検討はなされていない。そこで本稿では、資料的分析を踏まえて本資料の作製過程を明らかにし、記載情報の分析を通じて、土砂留め管理における絵図の機能を検討することで、淀藩の土砂留め管理における地理情報の記録のされ方やその特質を論じることしたい。

本稿の議論に関わって、地図史研究における日本近世の山地・河川を描いた絵図の議論を見ておきたい。山の利用権や境界を示す絵図は江戸幕府の裁判制度や山野河海の領域支配の論理に即して作製過程や表現上の特徴が検討されてきた。また、河川絵図については、木曾三川流域における河川管理を管轄した笠松代官所の資料群を事例に、治水の局面に応じた分類によって絵図の主題や特徴の整理が試みられ⁽¹⁸⁾、また、全国レベルで俯瞰した河川絵図の作製目的別分類と記載情報の概観がなされてきた⁽¹⁹⁾。一方で、土砂留め普請を主題とした絵図は、近年は普請に関する地図のなかで、18世紀初頭における制度の展開に即して河川絵図とならんで個別の資料の作製目的や表現上の特徴が紹介されているが、いずれも、土砂留め管理業務の実態に即した絵図の分析には及んでいない⁽²¹⁾。特定の空間を管理するために作製・利用された絵図の例としては、武家地管理に用いられた城下町絵図の研究が挙げられるが、それ以外のカテゴリの絵図に関しては、そうした実態の分析はほぼ未着手である。つまり、近世土砂留め研究における絵図の機能の分析は、近世地図史研究におけるローカルスケールの地図の機能論的研究にも資するといえよう。

以下、資料の概要(Ⅱ章)、各図に描かれた情報(Ⅲ章)、描画され冊子に

仕立てられた過程（Ⅳ章）を検討したうえで、地図表現自体の特徴、地図表現にみる当時の山地の景観や土砂留め場の様相、そして、冊子に仕立てられた本資料が示す、当時の土砂留め管理業務の実態（Ⅴ章）を論じる。最後に、本図の記載内容をもとに、18世紀末頃の土砂留めの実態を予察的に考察し、広域的な土砂留めや植生状態に関わる景観復原への利用について展望を述べたい（Ⅵ章）。

Ⅱ 資料の伝来と概要

「城州江州土砂留場絵図」は、京都産業大学図書館が古書店から購入し令和3年(2021)11月から配架している資料である。古書店以前の伝来については、不明である。⁽²³⁾

表紙（図1）と裏表紙は焦茶色の五つ目綴じの縦帳で、法量は縦27.1×横19.6センチメートル、全20丁からなる。表紙左上には「〈城州・江州〉土砂留場絵図」と墨書された題箋が貼付されているが、この題箋が冊子作成当初からのものかどうかは不明である。見返し（図2）には「紀伊郡伏見上板橋十三丁目／松本義雄姓」との墨書がある。ある時点での所有者名と推測されるが、詳細は不明である。1丁表の右下には「松」、20丁裏の左下には「淳風私印」という印があり、一時、松井淳風の蔵書であったと考えられる。⁽²⁴⁾

丁のほとんどは、淀川とその上流である木津川・宇治川（瀬田川）の支流を描いた絵図からなる。その構成は、表1の通りである。1丁表は河内国交野郡楠葉村（大阪府枚方市）付近から始まり、淀川から木津川を遡って左岸側を相楽郡下粕村（京都府精華町）まで描く。次に、折り返すように木津川右岸を綴喜郡井手村（京都府井手町）付近から綴喜郡奈島村・久世郡長池町（京都府城陽市）付近までを下り、青谷川と長谷川を山地に向かって上流部までを描く。さらに、田原川（荒木川）の支流・門口川右岸（京都府宇治田原町）の谷筋と、宇治川沿いの久世郡白川村、宇治郡志津川村（京都府宇治市）付近、そこから宇治川右岸を下って山科川との合流部を経て紀伊郡六地藏村、宇治

表-1 「城州江州土砂留場絵図」に収められた絵図の表現範囲と分類

丁	描画範囲	描かれた主な川筋	村(町)数	記載されている村(町)名 (丸カッコ内の村は村名記載がないもの、下線は重複)	絵図の分類	赤丸記号	縦記号	小松等植付場	備考
1表	淀川	天満川、天王川	7	交野(河内)：楠葉村、野田村、南村、船橋村、招提村 綴喜(山城)：橋本町、幣原	A	0	8	0	下部のノドのそばに「松」の朱印あり
1裏	木津川左岸	大谷川	4	綴喜：八幡領、戸津村、内里村、西岩田村、松井村	B	2	4	1	山吹色の区画に「御新開場」
2表	木津川左岸	虚空蔵谷川	3	綴喜：松井村、西村、八小路村	B	0	1	2	—
2裏	木津川左岸	手原川	5	綴喜：林村、東村、岡村、三野村、新村	B	0	11	7	—
3表	不明	(下図)		不明	—	—	(6)	—	—
3裏	木津川左岸	天神川、防賀川	3	綴喜：田辺新田、川原村、南田辺村	B	4	7	1	—
4表	木津川左岸	防賀川	2	綴喜：(北興戸村、南興戸村)	B	5	0	5	—
4裏	木津川左岸	普賢寺川	7	綴喜：飯岡村、山本村、出垣内村、南山村、高木村、多々良(羅)村、上村、	B	3	26	2	—
5表	木津川左岸	普賢寺川	4	綴喜：水取村、天王寺(天王)村、高舟(高船)村、打田村	B	5	0	0	4裏と連続
5裏	木津川左岸	池ヶ原川(遠藤川)	2	綴喜：高木村、出垣内村	B	0	0	5	—

6表	木津川 左岸	煤谷川	6	綴喜：江津村、宮口村、打田村 相楽（山城）：菱田村、下狛村、下 狛村枝郷	B	3	0	6	—
6裏	—	（人物または は桑山子様の 落書き）	—	—	—	—	—	—	もとは空白の丁か
7表	木津川 右岸	渋川、玉川	2	綴喜：井手村、玉水町	B	0	0	0	渋川筋上流部に「此 川相楽郡綺田村領 二而伊賀ノ土砂留 場」と記載
7裏	木津川 右岸	才田川、南 谷川	1	綴喜：多賀村	B	2	0	1	—
8表	木津川 右岸	青谷川河口 部	1	綴喜：市辺村	B	0	0	0	—
8裏	木津川 右岸	青谷川	1	綴喜：市辺村	B	5	0	0	8表と連続
9表	木津川 右岸	青谷川	1	綴喜：市辺村	B	2	1	0	8裏と連続
9裏	木津川 右岸	中山川、長 谷川	4	綴喜：奈島村 久世（山城）：中村、観音堂村、長 池町	B	0	0	0	—
10表	木津川 右岸	中山川、長 谷川	3	綴喜：奈島村 久世（山城）：中村、富野村	B	0	0	0	9裏と連続
10裏	木津川 右岸	長谷川	1	久世：富野村	B	0	2	0	10表と連続
11表	宇治川 左岸	門口川	1	綴喜：郷之口町	C	0	0	0	—

11裏	—	(空白)	—	—	—	—	—	—	—	—
12表	宇治川 左岸・ 右岸	志津川	1	宇治 (山城) : 志津川村	A	0	0	0	—	—
12裏	宇治川 左岸	白川	1	久世 : 白川村	B	0	0	0	—	—
13表	宇治川 左岸	白川	1	久世 : 白川村	D	0	3	0	—	「川床石地」と記載 された岩場の表現 あり
13裏	宇治川 右岸	(場所不明)	—	—	E	0	7	0	—	—
14表	—	(空白)	—	—	—	—	—	—	—	—
14裏	宇治川 右岸	戦川	—	—	B	0	0	0	—	ノド付近に上流部 分のみの料紙が上 下反転して綴じら れている
15表	—	(空白)	—	—	—	—	—	—	—	—
15裏	宇治川 右岸	戦川	2	宇治 : 太鳳寺村、畑寺村	A	0	0	0	—	—
16表	宇治川 右岸	戦川、大谷 川 (弥陀次 郎川)	6	宇治 : 岡本村、上村、新村、大 和田村、谷村、岡屋村	A	0	0	0	—	—
16裏	宇治川 右岸	山科川	3	宇治 : 小幡 (木幡) 村、石田村 紀伊 (山城) : 六地藏町	A	0	0	0	—	—
17表	宇治川 右岸	山科川	2	宇治 : 石田村、日野村	A	0	0	0	—	16裏と連続

17裏	不明	(場所不明)	—	—	C	0	0	0	0	「此辺青谷上」と記載あり
18表	瀬田川 左岸	嶽川	2	栗太(近江):下関ノ津村、上関ノ津村	B	0	11	0	0	嶽川筋の字神山付近に朱書で「是ヨリ川上膳所ノ砂留場」と記載
18裏	瀬田川 左岸	池ノ谷川	2	栗太:黒津村、稲津村	B	0	9	0	0	—
19表	瀬田川 左岸	篠部川	1	栗太:(橋本村)	B	0	16	0	0	18裏と連続。
19裏	瀬田川 左岸	ハセ谷筋	1	栗太:(橋本村)	B	0	14	0	0	—
20表	瀬田川 左岸	中山川筋	1	栗太:(橋本村)	B	0	8	0	0	19裏と連続。中山川筋の「山神」やや上流付近に朱書で「是る川上膳所砂留場」と記載。
20裏	瀬田川 左岸	中山川筋	1	栗太:(橋本村)	B'	0	(6)	0	0	下部のノドのそばに「淳風私印」の朱印あり
	合計	27河川	82	68村(町) ※14村(町)が重複		31	128	30	30	

※「城江州土砂留場絵図」(京都産業大学図書館蔵)の記載をもとに作成。線記号欄の丸カッコ付きの数字は、下図または同じ範囲の図が重複していることから、線記号の合計から除外した。

郡石田村・日野村（京都市伏見区）付近までを描いた図が並ぶ。その後、瀬田川の左岸側を近江国栗太郡下関ノ津（関津）村（滋賀県大津市）からさかのぼって、稲津村を経て、同郡橋本村（滋賀県大津市）の南側の丘陵地付近までを描いた図で終わる。なお、これらの図の合間には、空白の丁や耕作地を詳細に描いた図が含まれる。

水本邦彦⁽²⁵⁾によれば、貞享元年（1684）に発足した畿内近国土砂留め制度において、山城国綴喜・相楽郡と近江国栗太郡（膳所藩との兼担）は淀藩が土砂留めの管理・巡回を担当していた。栗太郡については文化7年（1810）に膳所藩の専管となっていることから、本資料はそれ以前の淀藩の土砂留め管轄区域が描かれているといえる。なお、上記の範囲にありながら、近江国栗太郡を流れ瀬田川に合流する大戸川については、本資料に収められていない⁽²⁶⁾。

以上の構成を念頭に置いて、次章で各丁の内容を詳しく検討していく。

Ⅲ 各丁の内容

1 丁表（図2）

東が上。淀川左岸の楠葉村、野田村、南村、橋本町、幣原村付近を描く。南は招堤領・船橋村領（いずれも河内国）を限りとしている。小金川の左岸に「河内」、右岸に「山城」とあり、小金川が両国の境であったことがわかる。山地は緑色に塗られ、樹木は主要な寺社の境内林とランドマークとなる独立樹のみ描かれている。淀川本流以外の河川は白く塗られており、一部を除き、上流から合流地点までの距離と川幅が記されている。また、男山丘陵の中央部、幣原村から南の河内国方面に下る「長谷」筋には、河川を横切る黒線の記号（以下「黒線記号」）が8本描かれており、その下流には「○河内立合」と記述されている。淀川左岸の橋本町を中心とした京街道沿いと、樟葉村など一部の村落には家並みが表現されている。また、淀川に近い平地には水田を示す井桁状の記号（以下、「水田記号」）がみられる。橋本町付近には、図の下部に向かって「渡シ」が2箇所記されている。

1 丁裏 (図3)

南が上。木津川左岸の支川、大谷川沿いの戸津村、内里村、松井村付近を描く。山地は緑と山吹色で分けられ、白く塗られた大谷川を境に左岸側の山地は緑、右岸側は山吹色に塗られている。ただし、斜線が描かれている尾根や谷筋は山吹色で塗られている。「戸津村ノ野神」「龍神」などのそばにマツタイプの樹木が描かれている。左岸の山地には山吹色に塗られた長方形の区画が点在し、うち5箇所には「御新開場」と記されている。6箇所ある池には「池」「溜池」「内里村ノ溜池」「戸津村溜池」などの記述がある。

字東谷の池の下と字ゴコウ谷の中流部の2箇所には赤丸の記号がある。黒線記号が字大谷に3箇所、字中谷に1箇所みられる。字中谷の黒線記号の横には「午春」の記述がある。字ゴコウ谷の赤丸の上流部に「字出嶋戌秋植付初而」との記述があり、谷筋横には植付箇所を示すと思われる線が描かれている。境は山の稜線で示され「河州境」とある。「八幡領」については、文字表記のみで土地利用に関する記載はない。

2 丁表 (図3)

西が上。木津川左岸の松井村、大住村内の八小路村付近を描く。山地は緑と山吹色に塗られ、マツタイプの樹木が全ての山に描かれている。虚空蔵谷(川)の中流部に描かれた岩場は灰色で、岩場の付近だけが水色、他は白で塗られている。谷筋には「此処谷巾五間程」など川幅と延長の記述が多くある。字杉谷の2箇所に「左り山原植付ハ」と「西谷左右植付ハ」の記述があり、西谷には黒線記号がある。これらの植付場に関する事項は後筆と考えられる。下流部には水田記号があるほか、涸れ川の上に赤色で道筋が描かれている。絵図の下部には「松井村領境」、山の稜線には「山境河州」とある。

2 丁裏 (図4)

西が上。木津川左岸の支川である手原川兩岸の大住村内の林村、東村、岡村、

三野村と薪村付近を描く。山地は緑と山吹色で塗り分けてあり、山吹色に塗られた山には斜線が描かれている。全ての山にマツタイプの樹木が描かれている。手原川は白く塗られ、各谷には「枝谷二丁余／谷巾二間ホト」などの記述がある。上部左の字青谷に「谷ノ左右／小松植付場此谷筋井関九ヶ処」、同谷筋下流に「左右小松植付場」「左右小松／植付場」と植付場に関する記述が連続する。字車谷に「左右小松植付場／谷筋井関三ヶ処」、字平谷にも「薪村大住村立会場谷左右／小松植付場／此处井関五カ処」との記述がある。平田谷には黒線記号が3箇所ある。絵図左下の山吹色に塗られた山地に「堀切谷」とあり、6箇所の黒線記号がある。字西川筋には川幅に関する記述はなく、河川が水色に塗られている。手原川中流部の右岸には「平流押流ニ付谷筋ヲ片ヨセ土手ヲツキ谷筋ノ内小松／植付場」とある。一方、左岸側には、延長と川幅の記述に加え「左右小松植付場谷筋井関六ヶ処」とある。上流部には「井関二ヶ処」とあり、また、黒線記号が2箇所ある。この黒線記号の付近に「午春新規出来／申秋継タシ」とある。「此界／薪村大住村／山境」と書かれた黒い太線のほか、所々に谷筋の後筆が見られる。

3丁表 (図4)

下描きと推測され、黒線で谷筋、家屋や橋を描くが、地名や彩色はない。一つの谷に黒線記号が6箇所ある。

3丁裏 (図5)

西が上。木津川左岸の南田辺村、川原村、田辺新田付近を描く。山地は緑と山吹色で塗り分けられ、後者の山には斜線が描かれている。字行ヌケ谷左岸の山吹色に塗られた山1箇所を除き、全ての山にマツタイプの樹木が描かれている。字天神川谷には「薪村田辺村立会場」と記述されている。黒線記号は7箇所、字ホムラカ谷、字ホラガイ谷、「枝谷」、名称のない後筆の谷、口畑谷に各1箇所、字西ノ河原谷に2箇所ある。特に、字ホムラカ谷と字西

ノ河原谷の黒線記号には注記があり、字ホムラカ谷には「巳秋出来」、字西ノ河原谷の上流側には「巳年秋／出来／奥江三町／斗有之」、下流側には「申／午春／出来」と記されている。赤丸は、字ホムラカ谷、字ホラガイ谷、字行ヌケ谷、字馬峠谷の上流部に付されている。字ホラガイ谷には「井関二ヶ処谷左右／小松植付場」と記述がある。緑で塗られた山地のなかに、山吹色の区画が描かれ、一部は「ハタ」と記されている。西側の山の稜線には「田辺村／山境」と記されている。「田辺新田」「川原村」は彩色がない。

4 丁表 (図 5)

西が上。木津川左岸の支流・防賀川の両岸を描く。村名の記載がないが、防賀川左岸に「酒屋大明神」(酒屋神社)があり、現在の京田辺市興戸付近とわかる。山は大半が緑、遠方の山は山吹色で塗り分けられている。全ての山にマツタイプの樹木が描かれている。防賀川の上流の北谷には灰色で岩場が表現されている。4箇所ある池は水色で、河川は全て白色で塗られている。赤丸は計5箇所、字地蔵谷、字河原谷、字イモ谷、字鹿道谷、字石仏谷の上流部に付されている。また、字地蔵谷に「左右小松／植付場」、字河原谷、字イモ谷、字石仏谷に「左右／小松植付」、字石峠谷に「谷筋井関二ヶ処谷ノ左右／小松植付」と植付場の記述がある。防賀川沿いに山吹色の区画が点在している。彩色されていない山の後筆が2箇所ある。平地には5箇所の家屋表現があり、塀や門などが詳細に描かれている。なお、上部の「西」の表記は裁断されている。

4 丁裏 (図 6)

北西が上。木津川左岸の支流・普賢寺川付近、下流の飯岡村周辺から普賢寺郷内の高木村、多々良(多々羅)村、上村までを描く。山地は緑と山吹色で塗り分けてあり、山吹色に塗られた山には斜線が描かれている。全ての山に、マツタイプの樹木が描かれている。普賢寺川と流れ込む一部の谷筋は滯筋が

水色で、それ以外は白色で塗られている。黒線記号は2箇所、字三昧谷とその支谷にある。支谷に付された記号には「申秋出来／多々良村」と注記されている。赤丸は計3箇所、字馬場谷、字谷奥川、字都谷の上流部にある。谷筋を横切る赤い線を二重に引いた記号（以下「赤二重線記号」）と赤色の三角形の記号（以下「赤三角記号」）が確認できる。普賢寺川には赤二重線記号が1箇所、赤三角記号が5箇所、どちらか判然としない赤色の記号が2箇所ある。普賢寺川に流れ込む谷筋では、字中西谷に赤三角記号2箇所、字観音谷付近に赤二重線記号8箇所、赤三角記号が6箇所ある。字三昧谷に「四間余谷奥籬五ヶ処小／松植付場」、字観音谷には「枝谷共二井関十四ヶ処左右谷筋／共木苗植付場」と注記されている。普賢寺川本流沿いには山吹色の区画が点在している。

5丁表（図6）

北西が上。4丁裏と連続して、木津川左岸の支流・普賢寺川沿いの上流部、水取村、天王寺村、高舟（高船）村付近を描く。山はほぼ全て緑で、字小池谷の上流部の1箇所のみ山吹色で塗り分けられている。マツタイプの樹木が全ての山と神社境内に描かれている。字羽川、字ホウツキ川、字サヒ谷、字打ツ木谷と、普賢寺川の滯筋は水色、それ以外の谷筋は白色で塗られている。また、字打ツ木谷と普賢寺川以外の谷筋には「常水有之」と記述されている。黒線記号はなく、赤丸が5箇所、字小池谷、字光明谷、字打ツ木谷、字御所ノ内谷、字サヒ谷にある。字光明谷に「谷筋井関三ヶ処」、字打ツ木谷に「井関九ヶ処」とある。普賢寺川本流沿いなどには山吹色の区画が点在している。境界については、「山之峯水流限〈城州和州〉境道筋」「山之峯水流限〈和州河州〉境道筋」「字三国境」「山之峯水流限〈河州城州〉境道筋」と記されている。

5 丁裏 (図 7)

南西が上。木津川左岸の高木村、出垣内村付近から谷筋を描く。山地は緑と山吹色で塗り分け、山吹色に塗られた山には斜線が描かれている。全ての山に、マツタイプの樹木が描かれている。出垣内川と池ヶ原川は白く塗られている。綾ヶ谷には「左右小松植」、池ヶ原川左岸の枝谷には、下流から順に「谷筋井関五ヶ処左右小松植付場」「谷筋井関四ヶ処／左右小松植付場」、字北峠谷に「谷筋井関三ヶ処左右小松植付場」、池ヶ原川本流には「谷筋井関六ヶ処左右小松植付場」と記述されている。なお、高木村の村形は、5 丁表の端を折り込んで貼り付けた上から描かれている。

6 丁表 (図 7)

南西が上。木津川左岸の支流・煤谷川沿いに、綴喜郡江津村、宮口村と相楽郡下狛村、下狛村枝郷、菱田村付近を描く。山地は緑色で、マツタイプの樹木が描かれる。赤丸は 3 箇所、字ガンドウ谷、字車谷、字弥兵衛谷にある。煤谷川に流れ込む支流には、下流から、字ガンドウ谷に「井関五ヶ処左右小松植付場」、字中谷に「井関七ヶ処／谷ノ左右小松植付場」、字車谷に「此谷筋井関／五ヶ処谷奥崩所柵／三拾五ヶ処此谷左右／小松植付場」、字弥兵衛谷に「谷ノ左右小松植付場」、字打田谷に「谷ノ左右／小松植付場」とある。また、寺田谷には谷筋の基本情報とは逆向きに「此処谷巾ヒロク平カ、リニ押流候ニ付谷筋ヲ片ヨセ土手ヲ／ツキ、谷筋ノ外ハ小松植付場」と記述されている。煤谷川沿いと宮口村付近には、山吹色の区画が点在している。図の左上には、「此上壱り半余伊勢津持」と後筆され (5 丁裏の「コレハ三味谷」と同筆)、相楽郡に属する煤谷川上流部が伊勢津藩の土砂留管轄区域であることを示している。なお、綴喜・相楽郡界付近に黒く太い線が後筆されているが、この線は、綴喜郡の普賢寺郷村々と相楽郡の北稲八間・下狛・菱田 3 か村とで帰属が争われ、延宝 2 年 (1678) に京都町奉行所の裁許で双方の立会山とされた範囲を表していると推定される。なお、宝暦 3 年 (1753) 11 月には、

北稻八間・下狛・菱田3か村から普賢寺郷に願い出て、普賢寺郷から淀藩土砂留役人に見分を願い出、見分の上、普賢寺郷が許可された下草刈り透きを3か村が請け負う、という手続きで、相楽郡側3か村の刈り透きが認められている。

6丁裏 (図8)

後筆で、人物または案山子とみられる落書きがある。図の記載はない。7丁表にある河川の塗りに使われている胡粉が色移りしており、元々冊子にされた段階でこの丁が存在していたことがわかる。

7丁表 (図8)

東が上。木津川右岸の井手村、玉水ノ町を描く。山は大半が緑、遠方の山は山吹色で塗り分けられている。全ての山にマツタイプの樹木が描かれている。水色に塗られた玉川筋に「石川ニテ土砂不出但木津川落合ヨリ一里程川上山ノ／原ニ崩所／一ヶ処有之」とある。玉川の上流部に「崩所有之／享和二戌秋／蛇籠之／手入」との後筆がある。なお、玉川には川幅の記述がない。

渋川は白色に塗られ、「川巾川上ニテ二十八間程川下ニテ一間程」とある。河川の左岸側にマツタイプの樹木が連続的に描かれており、特に下流部は兩岸に樹木が描かれている。北に「山境〈井手村領、多賀村領〉」、東に「山奥和東郷」、「山境相楽郡綺田村■」と境を示すほか、南東に「此川相楽郡綺田村領ニ而伊賀ノ土砂留場」との記述に併せて、後筆で「此川津持地極谷」とあり、この川が津藩の土砂留め管轄区域であることを示している。後筆の「此川津持地極谷」は、6丁表「此上壺り／半余／伊勢津／持」と同筆と思われる。他に渋川の木津川合流部に樋門が描かれ、井手村には水田記号がみられる。玉川の左岸には「御林山」の記述がある。

7 丁裏 (図 9)

東が上。木津川右岸の多賀村付近を描く。山地は緑が塗られ、マツタイプの樹木が全ての山に描かれている。木津川付近の平地は山吹色に塗られている。南谷川には「常水有之」とあるが、川筋は白色のみ塗られ、川幅平均2間程とある。南谷川の右岸の山地に「此辺植付場／一ノ頂／二ノ頂／三ノツコ」とある。白く塗られた才田川は中流に「地藏池」と、木津川合流部に樋門が描かれている。川幅は「平均四尺程」とある。赤丸は2箇所あり、才田川は上流部に、南谷川は上流の支川合流部に付されている。絵図には「勅使橋」の記述のほか、境として東に「山境田原郷」と「山奥和東郷」、南に「山境〈井手村領、多賀村領〉」とあり、7丁表と同様に「井手村領／御林山」の記述がある。

8 丁表 (図 9)

南が上。青谷川の木津川流入部、市辺村（十六集落）付近を描く。右岸に「シウロク／市辺」、左岸に山吹色の区画の「畑」が描かれており、木津川流入部を横切って赤で道筋が引かれ、「午」「酉」「子」「卯」と十二支で方位を示している。山地の表現はない。

8 丁裏 (図 10)

南東が上。8丁表から連続して、木津川右岸の支流・青谷川を描く。山地は山吹色、下流の「粟大明神社」「天満天神社」がある付近は緑色で塗られている。全ての山にマツタイプの樹木が描かれている。白く塗られた青谷川筋には、薄く水色の滯筋もみられる。赤丸は5箇所、青谷川左岸の字粟谷、字水尾谷、字アリ■■■、字松尾谷、右岸の字狼谷に付されている。字粟谷には「寛政五丑ヨリ／申達普請場」と後筆があり、寛政5年（1793）に同所が土砂留め普請箇所指定されたこと、そして、本図が同年より前に作製されたことを示唆している。なお、村落名の「市辺」や「畑」を表す山吹色の区画の辺りで折っ

て丁にされており、元々8丁表と一続きの図であることがわかる。

9丁表 (図10)

南東が上。青谷川筋を8丁裏から連続して描く。山地は緑と山吹色で塗り分けてあり、山吹色に塗られた山には斜線が描かれている。山吹色の山を中心にマツタイプの樹木が描かれている。字カゴ谷と字タカ尾谷は、それぞれ1枚ずつ不定形に切り抜いた紙を貼った上から描かれており、緑色で塗られた山を描いた貼紙の下には、隣接箇所と同様に山吹色にマツタイプの樹木の山地が表現されている。赤丸は字カゴ谷と字タカ尾谷の2箇所が付されているが、ともに貼紙の上ではなく本紙に記されている。また、左岸の下白砂谷には黒二重線があり、その横には「未春」と付記されている。字タカ尾谷には「常水有之」とあって水色の滯筋が描かれている。

9丁裏 (図11)

南が上。木津川右岸の綴喜郡奈嶋村、久世郡中村、観音堂村、長池町付近を描く。山地は緑と山吹色で塗り分けてあり、山吹色に塗られた山には斜線が描かれている。全ての山にマツタイプの樹木が描かれている。長谷川とその支流・中山川がともに白く塗られている。長谷川の河道内には「山神」と記された松林が描かれている。なお、右下角に「寺田／久世」とあり、「久世」の箇所は裁断されている。

10丁表 (図11)

南が上。9丁裏から連続して長谷川と中山川を描く。山地は主に山吹色で塗られ、全ての山にマツタイプの樹木が描かれている。中山川と長谷川がともに白く塗られている。字横枕谷の最上流部には、後筆で稜線が描かれ「ハケ」と記されている。上部には「此所切貫／青谷打越」と記載されているが、裁断されている。

10 丁裏 (図 12)

南が上。木津川右岸の支流・長谷川筋の 10 丁表と連続した範囲を描く。山地は主に山吹色で塗られ、最上流部のみ薄く緑色で塗られている。全ての山にマツタイプの樹木が描かれている。長谷川が白く塗られている。黒線記号は 2 箇所、いずれも字江尾谷にある。このうち下流側の記号には「申秋／出来」と注記されている。赤丸は 5 箇所、字境谷、字ガマガ谷、字日表ヶ谷、字二ノ谷、字三ノ谷にある。字ガマガ谷のそばに「土砂トマリバ」と後筆がある。

11 丁表 (図 12)

「此川宇治川落合迄三拾丁巾平均一間余」「此下荒木川江落合」との記述から、宇治川の支流・荒木川（田原川）に流れ込む門口川と、これに合流する 3 箇所の谷筋を詳細に描いていることがわかる。山地は緑色に塗られ、マツタイプの樹木が点在する。白色の谷筋にマツタイプの樹木が多数描かれていることが本絵図の特徴である。中央の谷は「字片原新大崩谷」とある。谷筋の間に水田記号と黄色に塗られた帯状の箇所があり、黄色は畑地と思われる。谷筋と支川に挟まれた三角地も黄色で塗られている。

11 丁裏 (図 13)

ページが切り除かれており、ノドに残る紙に道筋とみられる赤色と川筋とみられる水色がみられる。

12 丁表 (図 13)

南が上。宇治川右岸の志津川村とその対岸付近を描く。山地は緑色に塗られている。樹木は描かれていない。絵図中央の「榎島持」の記述の傍に枠内を橙色に塗られた「土山」との記述があり、崩地を示していると考えられる。野間津ノ池からの流れ出る川は水色で塗られている。4 箇所に貼紙がある。1 枚目は「宇治鮎汲場」を抹消しかつ「ヒ」と記して見せ消ちしている。2・3

枚目はいずれも貼紙の上から「志津川鮎汲場」と記しているが、上流側は「ヒ」と見せ消ちされている。4枚目は「志津川村」の村形と流路を描いており、対岸の支川との関係から正確な位置に修正したと考えられる。河川内に宝永4年(1707)に許可された宇治と高尾(宇治田原町高尾)間の通船に関する「高野尾舟付」との記述がある。この記述の上流左岸には「石切場」とある。これらの河川利用に関する記述は字体から後筆である。他に後筆として、「宇治橋ろアマガセ迄凡十五六丁」や「新崩所」「此处クズハラ」など多数みられる。

12 丁裏 (図 14)

南西が上。宇治川左岸の白川村を描く。山地は緑色に塗られ、全ての山にマツタイプの樹木が描かれている。白川村と白川の間は竹藪が描かれている。竹藪の役割は水害の軽減と考えられる。白川と支谷は白く塗られている。川幅は「平均七間半程下平均二間半程」とあり、白川村下流部となる2間半の箇所両岸には岩が描かれている。他に「寺田道」との記述の下に「此辺都而御林山」。尾根筋に「宇治ろ／田原江之古道」とある。上部の「■野／長池ミチ」は後筆で、切り取られている。

13 丁表 (図 14)

南西が上。宇治川左岸の白川筋の12丁裏の岩場周辺の拡大図で、字滝ヶ谷口から滝ヶ谷までの両側を詳細に描く。山地はなく、各谷に「常水」「常水少」とある。水田記号が多数描かれ、3箇所ある井堰の上流部には「用水」または「用水ノ井路」との記述がある。これらの井堰は、黒二重線の中に黒の線・点を付した記号で示している。岩場には「川床石地」とあり、流れの描き方から急流であることがわかる。岩場下流の字滝ヶ谷口には黒二重線の記号が3箇所あるが、二重線の中に線・点の記載はなく、上記の井堰の記号とは異なる。下部の「宇治川筋」の文字が裁断されている。

13 丁裏 (図 15)

東が上。宇治川筋の支川下流部の岩場を詳細に描く。「北」と記された方位から宇治川右岸であることがわかる。本絵図には7箇所の土砂留工が描かれており、上流部から①杭+石、②蛇籠+杭、③蛇籠、④杭+石、⑤蛇籠、⑥杭+石、⑦石が詰められた直線的な籠+杭の形状である。右岸側には流水方向に対して縦に打たれた杭があり、これは水通しと思われる。絵図の表現から、蛇籠を何重にも重ねたか、または布団籠で造られた構造物と考えられる。これらの形態から宇治川筋の土砂留工には、少なくとも4つの工法があったことがわかる。

14 丁表 (図 15)

14 丁裏の裏面で白紙。この丁に胡粉が色移りしているので、丁の欠落ではなく、冊子に組まれた時点から空白の丁であったことわかる。

14 丁裏 (図 16)

西が上。宇治川右岸の15 丁裏の張り合わせの右側絵図の畑寺村から北側の箇所を描く。戦川と合流する「字小山川々奥ヨリ戦川落合迄」や「字サブ谷[]」 「[] 川筋七丁四十八間程」の記述と、山地をマツタイプの樹木と点で表現していることから15 丁裏の右側の絵図の一部と考えられる。本絵図は上部に宇治川が描かれていることから、上下が逆に綴じられていることがわかる。このほか、緑色に塗られた山地と思われる一部分が描かれている。

15 丁表 (図 16)

15 丁裏の裏面で白紙。この丁に胡粉が色移りしているので、丁の欠落ではなく、冊子に組まれた時点から空白の丁であったことがわかる。

15 丁裏 (図 17)

東が上。宇治川右岸の大鳳寺村、畑寺村付近で2枚の絵図を貼り合わせている。山地は緑色に塗られている。貼り合わせより右側の絵図はマツタイプの樹木と点で植生を示し、左側の絵図は樹木や点は描かれていない。戦川などの河川は白で塗られている。木津川部分の張り合わせから右側の絵図の寸法が左側の絵図よりも小さいことがわかる。左側の絵図の小山川とサブ谷に関する情報が、紙継ぎの上から貼紙で抹消されている。

16 丁表 (図 17)

東が上。宇治川右岸の15丁裏と連続する岡本村、岡屋村、大和田村、新田村付近を描く。山地は緑色に塗られ、萬福寺の周辺と左上部の山にはマツタイプの樹木が描かれている。なお、萬福寺の境内は後筆である。河川は白で塗られている。大谷川(弥陀次郎川)には「五ヶ庄木幡村立会場」とある。また、大谷川の谷筋3本に「ヒ」の見せ消し記号が付されている。

16 丁裏 (図 18)

東が上。山科川左岸側の六地藏町、小幡村(木幡村)付近を描く。山地は大半が緑色に塗られているが、字一ノ谷右岸沿いのみ山吹色で塗られている。マツタイプの樹木が描かれる山も点在する。六地藏町周辺の街道は家屋が並んで描かれている。木幡池周辺に草地の表現がみられる。木幡池より上流の河川と、日野川上流も西山谷などは白で塗られている。字高尾谷と字神山谷の合流部に「此処若濱屋／甚兵衛請所」とある。

17 丁表 (図 18)

東が上。山科川左岸、石田村付近を描く。山地は緑色に塗られている。樹木は描かれていない。16丁裏の続きではあるが、1枚の絵図ではなく個々に描かれている。石田村の集落は家屋が並んで描かれている。日野川とその上流

の字崩谷は白で塗られている。

17 丁裏 (図 19)

「此辺青谷上」とあるが場所は不明。白く塗られた「崩谷」、「小谷」の表記から 17 丁表の「崩谷」の拡大図とも見えるが、谷筋の下流への方角が逆になることから異なる。山地は緑と山吹色で塗り分けられ、白く塗られた「崩谷」「小谷」側の山地は一部が山吹色である。樹木は描かれていない。水田記号のほか、「見取畑山成」や「荒畑」「此処芝地」などの記述がある。

18 丁表 (図 19)

東が上。瀬田川左岸、近江国栗太郡関津村（「下関ノ津村」と「上関ノ津村」の2つの集落にわかれている）付近を描く。山地は緑と山吹色で塗り分けられ、字笹穂ヶ嶽など遠景の山、または崖と思われる場所は斜線で示して山吹色で塗られている。緑色で塗られた山の稜線や嶽川沿いを中心に、マツタイプの樹木が描かれている。字嶽川は白く塗られ、川筋を横切る赤線（以下、「赤線記号」）が 11 箇所ある。1 箇所は胡粉と一緒にのはがれて一部だけが残っている。嶽川の上流部には朱筆で「是ヨリ川上膳所ノ砂留場」とある。溜池は 1 箇所が一度水色で塗られた上から胡粉と水色を混ぜて再度塗られている。もう 1 箇所はマツタイプの樹木と山の稜線が描かれた上から追記されており、水色だけで塗られている。瀬田川付近には水田記号がみられる。

18 丁裏 (図 20)

東が上。瀬田川左岸の黒津村、稲津村付近を描く。18 丁表で描かれている関津村と、この丁の描画範囲との間には大戸川が流れているはずだが、図はなく、18 丁表とは地理的に連続しない。山地は稜線部などが山吹色、それ以外は緑色で塗られている。字池ノ谷沿いと瀬田川沿岸にはマツタイプの樹木が広がっている。字池ノ谷には、黒線記号が 2 箇所、赤線記号が 7 箇所あるが、黒線

記号は貼紙に、また、赤線記号のうちの1箇所は貼紙の下にある。この貼紙は支流の六条谷付近の地物の位置関係を修正するために貼られたもので、六条谷と「枝谷」、山吹色の山が後筆されている。また、貼紙の上には19丁表の塗りに使われている胡粉が付着している。瀬田川近くでは水田記号がある。

19丁表 (図20)

東が上。瀬田川左岸の字シノベ谷(篠部川)沿いを描く。山地は稜線部などが山吹色、それ以外は緑色で塗られ、谷沿いにマツタイプの樹木が広がっている。字シノベ谷の本流には赤線記号が6箇所、支流には10箇所ある。後筆で、瀬田川との合流部に「古山崩出バリ」、その場所の下に「戌年出水切所／小口八間／古山崩ニ付切候事／先年も切候也」とある。

19丁裏 (図21)

東が上。19丁表から連続して、瀬田川左岸の支流篠部川のさらに支流、字ハセ谷沿いを描く。山地は稜線部と瀬田川沿い近くの山は山吹色、それ以外は緑色で塗られ、谷沿いにマツタイプの樹木が広がっている。赤線記号は、字ハセ谷本流に6箇所、支流に8箇所描かれている。また、字ハセ谷の右岸に8つの赤い点が連続して打たれ、それより下流にもまとまって16の点が描かれている。ハセ谷筋の左岸の一部は二重に描かれている。赤線記号や山地の緑色は、外側の薄い河岸線に応じて描いている。水田記号が抹消された痕がある。なお、20丁表の朱筆が色移りしている。

20丁表 (図21)

東が上。19丁裏から連続して、瀬田川左岸の字中山川筋を描く。山地は稜線部などが山吹色、それ以外は緑色で塗られ、谷沿いにマツタイプの樹木が広がっている。赤線記号は8箇所ある。ただし、右岸側に分流している箇所の上手の赤線は、明瞭に描かれていない。分流直前の箇所には、朱筆で「此レ

谷川上膳所／砂留場」とある。左岸に「山神」、右岸に「ワラタチ原」とあり、「山神」の付近はマツタイプの木が周囲よりの木よりも大きく描かれている。中山川と瀬田川の合流部には、黒い太線で分流堤が描かれている。

20 丁裏 (図 22)

川や道の黒線はシャープに描かれており、樹木などの筆致も異なるが、河道や道筋の曲がり具合、大きなマツタイプの樹木が「山神」の場所と概ね一致することから、20 丁表と同じ場所を描いていると考えられる。河道に杭を打ったような柵状の黒色の記号が 6 箇所描かれている。この堰の位置は、20 丁表の赤線記号とほぼ一致している。下流部には、20 丁表にはない水田記号がある。左下角に「淳風私印」の朱印が捺されている。

IV 絵図の作製過程

(1) 下図の作製から冊子に仕立てるまでの手順

前章でみた各所の絵図はいかなる過程を経て作製されたのだろうか。各図に共通してみられる表現と資料学的な情報を確認しながら検討していきたい。

各丁は袋綴じではなく、端部が貼り合わされた 2 枚の料紙から成り立っており、現状では一部外れているものがある。また、帳のノドに巻き込まれている文字や図も確認できる。つまり、各図は半丁単位で描かれ、端部に糊付けて表裏に貼り合わせられ、冊子に仕立てられている。ただし、8 丁表・裏、10 丁表・裏のように、表裏の図が元は連続した一枚であったが、半丁単位に裁断されたと推定される図もある (図 23)。

冊子に仕立てる以前に彩色や注記が施された一方で、見開きの丁で色移りが生じている例がある。色移りは主に河川の白色または村形の桃と白の混色の塗りで生じている。このことから、胡粉を用いた箇所が乾燥しきる前に冊子に仕立て、丁を繰るか冊子全体を閉じた際に、接した部分に色料が貼りついたと推定される。胡粉と一緒に地名や河川への注記が剥がれていることが

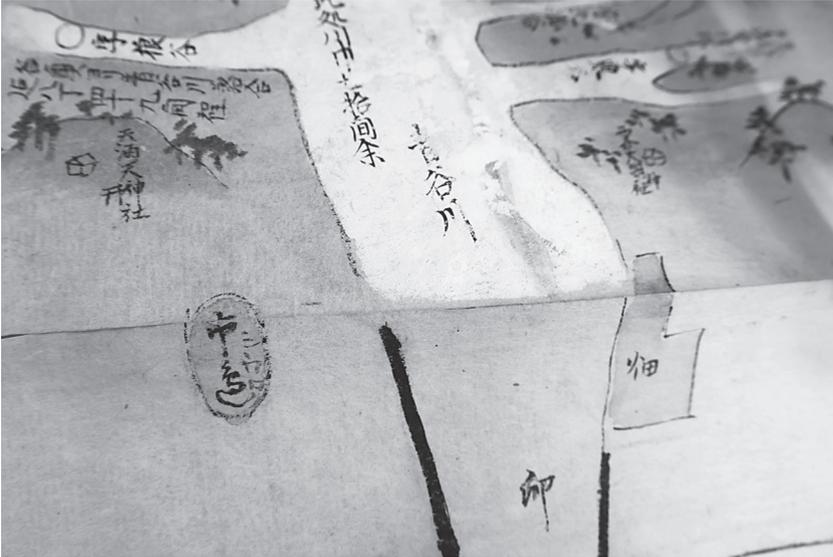


図23 8丁表・裏の貼り合わせ部分
青谷川河口部の図は、「畑」の区画、「市辺」の村形、河岸線が連続している。

ら、胡粉を使った彩色の上から文字が記されたようである。資料自体に浸水の痕跡はなく、色移りは見開きの丁の接触部分のみで起きていることから、後から水分に触れたことで起きた滲みとは考えにくい。

図の中には、例えば13丁表の下部の「宇治川筋」のように、地名などの注記やマツタイプの樹木表現が裁断されている箇所が散見する。個別に描かれ彩色された各図は、冊子に仕立てる前に丁の大きさに合わせて裁断されたとみられる。一方、6丁表には料紙の端に合わせて、行を折り曲げて記入された文字がある。これは冊子の下部に描かれている木津川本流への流入部に関する注記であることから、丁のサイズに合わせて裁断される前から、木津川本流を描く位置など、ある程度構図を想定して下図が作製されたものと推定できる。なお、5丁裏の「高木」の村形は、図を表裏に貼り合わせた後、貼り合わせ部分にまたがって記されている（図24）。注記は、いくつかの段階



図24 貼り合わせ部分にまたがって掻きこまれた村形（5丁裏）

に分かれて施された可能性がある。

図にみられる貼紙は、12丁表や18丁裏のように、村形や谷筋の位置の誤りを正すためのものがある。このうち後者は近江国栗太郡稲津村の六条谷を修正するための貼紙であるが、19丁表と接したときに生じたと思われる胡粉の色移りがあることから、彩色後から冊子に綴じるまでの間に紙が貼られたことがわかる。一方で、9丁表の貼紙のように、山吹色の山地にマツタイプの樹木を描いた上から貼紙をして緑色に塗られた山が描かれ、裏面の片側にだけ糊付けし、貼紙下の元の山地表現と見比べられるようにした例もみられる（図25）。この場合の貼紙は誤りの訂正ではなく、冊子が完成した後、現状変更にともない施されたものと考えられる。

以上の資料学的特徴から、本資料は次の手順で作製されたと推定される。

- ①任意の大きさの料紙に下図を描く。
- ②下図に彩色し、樹木などの地物を描く。下図の誤記については貼紙をして



図25 青谷側上流部、貼紙の上と下で異なる植生表現 (9丁表)

修正を加える。

- ③彩色した図に河川・谷筋の距離や川幅などを注記する。
- ④丁のサイズになるよう各図を裁断する。
- ⑤各図を地理的な連続性にしたがって配列し、丁の表裏になる2枚の端部を貼り合わせ、丁の順に並べる。
- ⑥表紙・裏表紙とともに各図を綴じる。

このようにして成立した本資料は、その後、使用される過程で、訂正や現状を反映するための追記や貼紙などが適宜施されたと考えられる。

なお、①の下図は、別の原図を模写して作製された可能性が高いが、実地でオリジナルの原図を描いた可能性も否定できない。

(2) 絵図のタイプ

Ⅲ章で確認したように、本資料には筆致や空間スケールの異なる図が混在している。その区分は表1の絵図の分類欄のとおりで、各図の表現は、大きく次の5タイプに分けられる。

- ・Aタイプ：山の稜線を定型的な曲線で描くもの。
- ・Bタイプ：山の稜線や谷筋の屈曲を詳しく描くもの。
- ・Cタイプ：個別の支流・谷筋を周辺の耕地とともに大縮尺で描くもの。
- ・Dタイプ：谷筋とその用水路を図示したもの。
- ・Eタイプ：土砂留めの工法を細かく示したもの。

Aタイプについては、支流に流れこむ谷筋は屈曲やより上流の支谷が省略的に描かれ、山地の植生は寺社の境内林やランドマークとなる樹木を除いて描かれない傾向にある。本資料の絵図は測量図ではないことから縮尺は明確でないが、Bタイプに比べて全体的に小縮尺に描いたような印象を与えている。Bタイプの特徴をもつ絵図のうち、20丁裏だけが線描が細く、樹木表現などの筆致がほかのBタイプの図と異なるため、分類をB'とした。C～Eタイプは、土砂留め管理との関わりで問題となった個別の場所の主題図と推定される。

これら表現の類型が異なる図が混在していることから、本資料は、原図をもとに下図を作製する段階で、1枚の原図から臨写したか、もしくは、別々の村から提出された村絵図等を支流の流域単位などより広域で仕立て直した際に、異なる絵師によって分業がなされた可能性を示している。

Cタイプのようなミクروسケールの拡大図や、13丁裏にあるような工法を示した図が収められていることから、本資料が単に土砂留め管理の管轄区域だけを示した絵図ではなく、淀藩の土砂留め管理における個別の課題に即し

で参照するために編纂された地図帳の可能性はある。では、その土砂留め管理上の課題とはどのようなものであったのだろうか。章を改め、図や注記の意味を具体的に検討することにした。

V 「城州江州土砂留場絵図」にみる 18 世紀末頃の土砂留め管理

(1) 地図表現の特性

まず、彩色や描画のルールを確認しておきたい。本資料を構成する各図には凡例がない。そのため、各図を通覧しながらその意味をさぐることにする。

山地は緑もしくは山吹色で塗られている。山吹色の塗りの山は遠景に多く、急斜面を表す線描をとまなう。近景においてこの表現をとる山は、裸地か植生が疎らな状況であったと推測される。

樹木はマツタイプの樹木の表現が大半であるが、4 丁表の屋敷周辺にはスギまたは広葉樹のような樹種が描かれ、12 丁裏の白川村周辺にはタケタイプの植生が表現されている。15 丁裏には、緑色の塗りに濃緑の点を打って草地もしくは低い木々が表されている。マツタイプの樹木の描き方について、一部の山は、明らかに密集度が高く描かれている。また、同じ緑色で塗られた山地であっても、15 丁裏、16 丁裏のようにマツタイプの樹木を描く山と、そうでない山を明確に区別している例がある。そのほか、寺社の周囲には境内林を表すようにして密集して描かれたり、一本松のようなランドマークの独立樹は目立つよう描かれる場合もある。1 丁表・裏、12 丁表のように、松があって然るべき場所に全くマツタイプの樹木が描かれず、樹木表現自体が省略された可能性がある箇所もみられるが、一定程度、図の作製時の実際の植生を反映して描かれたと判断できる。

山の領域に関する情報としては、稜線に沿って国境や「山境田原郷」「山奥和束郷」など、隣接する地域との境界が注記されている。また、「御林山」(7 丁表)、「井手村領御林山」(7 丁裏) という注記もある。Ⅲ章で詳しく述べたように、6 丁表には、綴喜・相楽郡境にある立会山の範囲を示した黒い太線

が描かれている。本資料では原則として村々の入会山の範囲は記されないにも関わらず、この箇所のみ例外的に図示されているのは、前述した土砂留め管理に直結する地域的な事情があったためだと推測される。

木津川・宇治川の本流や溜池などの水面は水色で塗られている。一方で、支流の大半は胡粉の白色で砂が堆積した涸れ川を示す表現が多い。胡粉で塗られた谷には水色で滯筋が描かれ、水色で塗られた谷筋には「常有水之」と付記される場合もあって、砂の堆積状況や普段の流水の有無が表現されている（図26）。岩場については灰色で塗られている。

集落の表現について、村は楕円形の村形に胡粉を混ぜた桃色で塗られる場合が大半である。ただし、5丁裏の綴喜郡「高木」「出垣内村」の村形は山吹色、10丁表の綴喜郡「奈嶋村」「中村」「観音堂村」「長池町」は茶色で塗られて

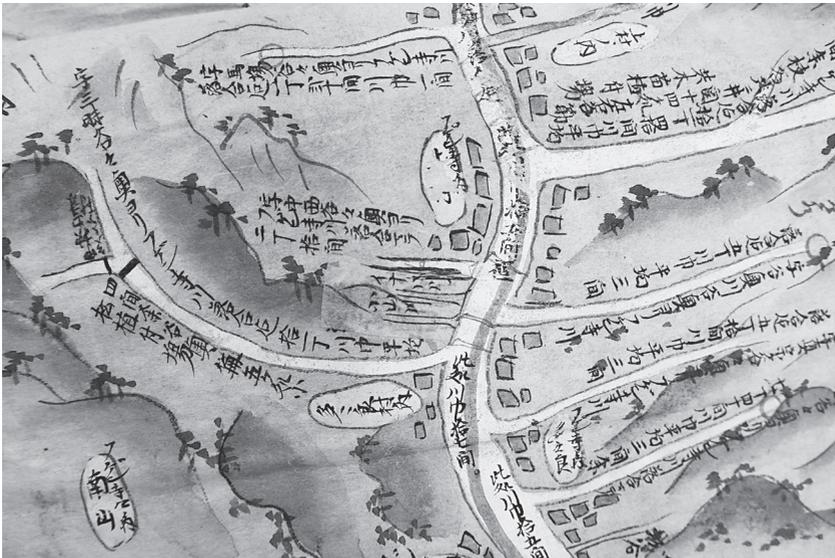


図26 普賢寺川流域の滯筋と土砂留めに関する記号・注記（4丁裏）

普賢寺川筋には赤色三角形記号、右岸の三味谷には黒線記号、いくつかの谷筋には赤丸記号が付されている。

いる。また、「橋本町」「六地藏町」など街道沿いの町場化していた集落は、村形の代わりに家並みで表現される場合もある。集落の周りの耕地は、井桁状の水田記号で示す場合と、山吹色で塗られた区画で示す場合があり、11丁表では両方の耕地表現が併用されている。山吹色の区画は山間部に点在するように描かれることが多く、3丁裏には「ハタ」、8丁表には「畑」と注記される例がみられることから、各図共通の畑地を表す記号とみてよい。平地の表現は全体的に山間部や河川に比べると省略的で、特に寺社はランドマークとなるものに限って描かれている。道筋については赤色の線で描かれる。

これらの情報があるのに対し、木津川・宇治川本流やそれらの支流には、河川堤防の情報が一切ない。平地の表現が省略的であることと合わせて考えれば、本資料は淀藩の土砂留め管理の業務に即して、山地からの土砂流出に関わる情報に特化した資料だといえる⁽³⁰⁾。

(2) 土砂留め場に関する表現

次に、主題である土砂留めに関する注記や記号などを詳しく見ていきたい。

A 文字による注記

谷筋には原則として、谷奥（源流）やほかの谷筋との合流点から木津川・宇治川などの本流までの距離と幅が記載される。谷の呼称は、「字○○」のように地名で示す場合が多いが、単に「枝谷」と示される場合や、「崩谷」のように状態を示す場合もある。土砂留めの植付工については、「谷ノ左右小松植付場」などと植林の箇所が示されている（図26）。植付場の樹種は、4丁裏の「観音谷」（普賢寺川支流）の「木苗」を除き、全て「小松」と記されている。また、普請箇所は2丁表の「東谷」（虚空蔵谷川の支流杉谷の支流）の1か所で「左り山原植付ハ」と山腹に植林する場合を除き、全て谷の左右である。2丁裏の手原川、6丁表の寺田谷（煤谷川支流）では、谷が「平流」もしくは「平カ、リ」に押し流れるため、谷筋を片寄せ、土手を築いて小松を植えるという工事の方法が記される。本資料には2箇所だけであるが、谷筋の流路を狭め、

土砂の流出範囲を限定することで、土壌浸食を減らす工事がなされていたことが注目される。

このほか、谷筋には「井関」の箇所数の注記が頻繁にみられる。これらは、土砂留めのための堰堤と推測される黒線記号等（後述）の数とは一致しないことが多いため、取水堰を表すと考えられる。

土砂留め管轄区域の違いを示す記述もある。具体的には、「此上壱り半余伊勢津持」（六丁表、木津川左岸綴喜・相楽郡境）「此川相楽郡綺田村領二而伊賀ノ土砂留場」「此川津持地極谷」（いずれも七丁表、木津川右岸綴喜・相楽郡境）、「(朱筆) 是ヨリ川上膳所ノ砂留場」（十八丁表、栗太郡嶽川筋字神山付近）、「(朱筆) 此レハ川上膳所ノ砂留場」（二十丁表、栗太郡中山川筋）とあり、津藩または膳所藩との管轄区域の区分が示されている（図27）。この記述は、両藩と接する山城国綴喜・相楽郡および近江国栗太郡の土砂留めを

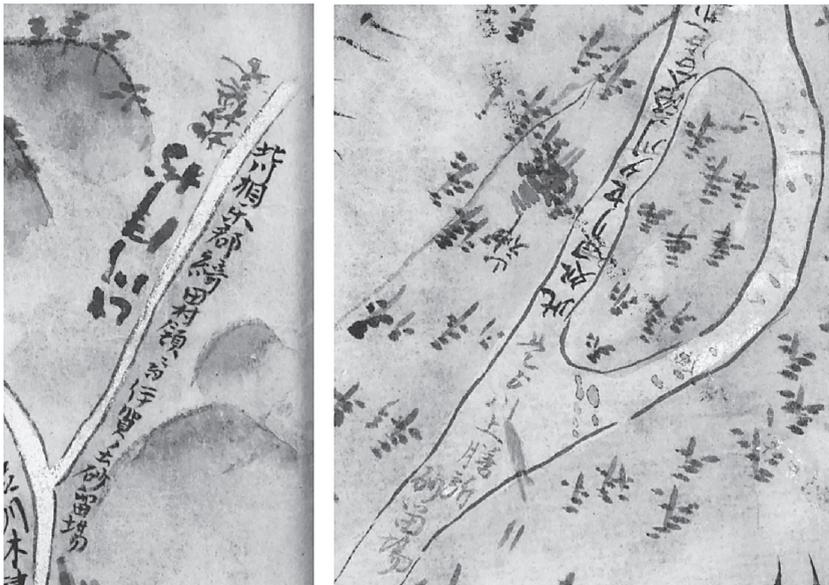


図27 土砂留め管轄区域の注記（左：7丁表・右：20丁表）

管轄していた淀藩の関係者によって本資料が作製されたことを支持している。

B 記号

河道に付された記号には、Ⅲ章で確認したように、黒線記号、赤二重線記号、赤三角記号、赤線記号、黒二重線の中に黒の線または点を付した記号、黒い柵状の記号と、赤丸がある（表1）。赤丸以外はいずれも河道を横切るように描かれるのが特徴であり、後述する一部の記号を除いて、土砂留めのための堰堤状の工法を表すと考えられる。

黒線記号と赤線記号は、線の色が異なるものの、いずれも1本の線が河道と直交するように描かれ、赤線記号は18丁表以降、つまり、近江国の山地・河川の図で用いられ、それ以外は黒線記号が使われている。近江国内の図では、18丁裏の六条谷（池ノ谷川支流）の描き誤りを修正する貼紙にのみ、例外的に黒線記号が付されている。両者の区別が、工種の違いを反映したものかは判然としない。なお、9丁表の字下白砂谷のみ、後筆された黒い二重線の記号が確認できる。これも、黒線記号との意味の違いは不明である。

赤二重線記号・赤三角記号は4丁裏だけにみられるが、同じ丁には黒線記号もあり、これらは区別して使われていることがわかる。また、赤二重線記号と赤三角記号は同じ谷筋に順不同で記載されていることから、何らかの工法の違いを反映していると考えられる。

20丁裏には、河道を横切る一本の細い黒線に直交する数本の短い黒い線が描かれ、杭を打った柵状の堰の表現と推定される。Ⅲ章で述べたように、20丁裏の図は、20丁表と同じ中山川を描いたとみられる。この記号のある位置は、20丁表の赤線記号の位置と少なくとも4箇所一致していることから、赤線記号は柵状の堰を表していると推測される。

黒二重線に線または点を付す記号は、13丁表に特有である。同図は拡大図で本流から用水路への分岐が図示されているのが特徴である。同記号は、いずれもそれら分水のすぐ下にあることから、取水堰の表現と考えられる。

上記の線記号に対し、赤丸は谷筋の上流部や別の谷筋との合流部、そのほ

か谷筋上から外れた位置に付されている。赤丸が付された谷筋は、黒線記号がないものが大半で、両方の記号がある谷筋は二例にとどまっている。赤丸は土砂留めの措置が今後必要な箇所を示す記号の可能性はある。なお、赤丸は11丁表以降の図では全く見出されない。

このほか、19丁裏にだけ、谷筋（ハセ谷）の2か所にまとまって、右岸に沿うように赤色の連続した点が打たれている。赤線記号が杭を打った柵であることから、赤い点は杭を岸に並べて打った護岸を表現したものと思われる。

以上のように、本資料は山間部の谷筋を詳しく表現し、植付場などの注記による植栽工事の状況の説明や、線記号による土砂留め目的の堰堤状構造物の表現が盛り込まれた図が多数を占めている。本資料の作製目的が、淀藩が管轄する木津川・宇治川の支流の山間部を流れる河川の土砂留め場における普請箇所の分布と工事の種類把握にあったと考えられる。13丁裏にある宇治川右岸支流（場所不明）の七段におよぶ種類の異なる土砂留め工を描き分けた図や、17丁裏の「見取畑山成」「荒畑」など地目をととも描かれた部分拡大図が収められているのも、単なる一枚ものの分布図と異なり、工種と現状の詳細な把握を意図した作製目的に合致している。

(3) 地図帳に編まれた土砂留め場絵図の機能

では、本資料は淀藩の土砂留め管理業務との関わりにおいてどのように利用されたのだろうか。

本資料における年号を示す記述は、次の通りである。

寛政五丑ヨリ／申達普請場（8丁裏）

（黒線記号）巳年秋／出来／奥江三町斗有之（3丁裏）

（黒線記号）巳秋出来（3丁裏）

（黒線記号）午春（1丁裏）

（黒線記号）午春出来（3丁裏）

（黒線記号）午春新規出来／申秋継タシ（2丁裏）

(黒二重線) 未春 (9 丁表)

申秋出来／多々良村 (4 丁裏)

(黒線記号) 申秋出来 (10 丁裏)

(尾根筋の描画) 字出嶋戌秋植付初而 (1 丁裏)

崩所有之／享和二戌秋／蛇籠之／手入 (7 丁表)

戌年出水切所 (19 丁表)

これらの注記は、谷筋名や川の幅・距離などの記述とは異筆で、注記の向きも異なることから、全て冊子に仕立てられて成立して以降の後筆とみてよい。干支の表現は丑から戌まであり、寛政5年(1793)の丑年から享和2年(1802)の戌年までの10年間に収まると推定される。享和2年7月は淀川流域で大規模な洪水が起き、摂津・河内・山城などで被害が出たことが知られているが、⁽³¹⁾戌年の「出水切所」(19丁表)や秋の「植付」(1丁裏)などはこの時の水害と対応するものであろう。したがって、絵図そのものの成立は寛政5年以前となる。

また、8丁裏、木津川右岸支流青谷川の字粟谷には「寛政五丑ヨリ／申達普請場」とある。「申達」とは上位者から下位の者に伝えられる意であることから、土砂留め管理を監督する上級役所である京都町奉行所から管理の実働を担う淀藩へ、新規の土砂留め普請箇所が下達されたことを指す表現と考えられる。本資料が、淀藩の土砂留め担当役人の業務のなかで使用されていたことを示している。

土砂留め管理の実働に関わる情報として、9丁表では、字カゴ谷と字タカ尾谷で、山吹色の山地にマツタイプの樹木が描かれた表現に貼紙が施され、緑色の山地やより源流側の谷筋が描かれている。また、10丁裏の字カマガ谷には「土砂トマリバ」と後筆がある。これらも、普請箇所の追加と同様に、土砂留めの実施にともなう現況の変化を記録した表現である。

こうした情報の特徴を踏まえたとき、本資料の書誌的特徴に改めて注目してみたい。本資料は大本の規格で仕立てられた冊子であり、工法を区別し、⁽³²⁾

距離や川幅の文字情報も含めて谷筋を詳しく描く場合には大型化せざるを得ない一枚ものの広域図に比べて、手持ちで参照しやすいという特性をもつ。しかも、淀川から木津川左岸、折り返して木津川右岸、さらに右岸の支流上流部を経て田原郷と宇治川に至り、宇治川右岸を下る構成で配列されているのは、淀藩土砂留め役人の巡見における移動や実地での調査を想定して参照する際に便利である。一枚ものの部分図を複数枚用意する手法も考えられるが、統一的に整備された基本図に現状変更を随時書き込んでいく場合、冊子にするほうが取り扱いや管理に便利であろう。その反面、判型に規定されて平地や河川堤防が十分に描き切れない本資料では、大河川の河道や集落立地、耕地の分布を踏まえて河川管理を計画するには形態上不利である。以上から、冊子体の本資料は、淀藩の土砂留め管理業務のなかでも、管轄区域の実地の移動を想定し、現地の状況を確認・記録するための資料として機能していたと考えられる。本資料に記録され、追記された土砂留めの現状は、村々から提出された文書や諸記録、一枚もので作製された絵図⁽³³⁾と突き合わされて、藩内での土砂留め管理の情報集約や、土砂留め管理を監督する京都町奉行所など幕府支配機関への報告⁽³⁴⁾に用いられたと推測される。

淀藩の土砂留め管轄区域では、春と秋の年2回、土砂留め役人が村々を巡回していた⁽³⁵⁾。宝永8年(1711)と元文5年(1740)には、淀藩土砂留め役人が河内国交野郡の村々に土砂留めに関する絵図を差し出させている⁽³⁶⁾。これを踏まえ、安政5年(1858)頃に淀藩土山崎美木右衛門が模写したと推定される山城・近江・河内の土砂留め場を描いた3点の絵図(いずれも佛教大学附属図書館蔵)について水本は、「いずれも四五センチ×五六センチ前後で、折りたたむと一六センチ×一〇センチになる。奉行らが廻村時に携行できるコンパクトな大きさである」「こうした記事からすれば、山崎「土砂留め場山内谷々図」は、村々から提出された「砂留め絵図」を合体しコンパクトに描き直した、まさに実務用の携行絵図と規定できるだろう」と指摘している⁽³⁷⁾。本資料は寛政5年(1793)以前の18世紀末頃に作製されたと推定され、携行可

能な規格で作製された淀藩における土砂留め場絵図としては、上記の安政5年(1858)模写の図に先立つものといえる⁽³⁸⁾。安政5年模写図は、土砂留め普請が実施された谷筋(土砂留め場)のレベルで1枚の絵図に示したもので、本資料のほうが、土砂留め場における谷筋の詳細や堰堤・普請箇所情報は詳しい。土砂留め役人による巡回・移動を前提とした土砂留め絵図は、18世紀末頃の段階では冊子体の絵図として作製され、その後19世紀には、より簡便な形態を目指して一枚ものの図に移行していったとみられる。

寛政3年(1791)に老中の指示で、土砂留め役人から京都・大坂町奉行へ普請箇所付帳を提出することとなった⁽³⁹⁾。普請箇所を帳簿に詳細に記録するよう命じられたことは、帳簿との併用にとまなう絵図の簡略化に寄与したと推測される。本資料は、寛政期における畿内近国土砂留め制度の強化によって書き上げ形式の帳簿が重視される18世紀末頃には、すでに土砂留め役人レベルで絵図による詳細な実地の把握が志向されていたことを示すものといえる。

最後に、近世地図史研究における本資料の位置付けを示しておきたい。近世において、特定の空間を管理する目的で絵図を作製し、現状変更が起きればそれらを追記して蓄積する行為についてはこれまでも城下町における武家地管理の局面で指摘されてきた⁽⁴⁰⁾。これに比べて山間部の土砂留めの場合、風水害や村々の草木の需要にとまなう植生の改変、これを受けた土砂留め普請によって、現状変更が頻発し、かつそれが広域で一斉に起き得るものであった。空間の管理を志向する近世の広域土木行政における現状記録のための絵図は、18世紀末の段階において、全体の俯瞰に有利な一枚ものの大型図だけでなく、実地での移動を想定し、管理しやすく参照しやすい地図帳の作製にまで至っていたといえよう。ただし、冊子体の土砂留め絵図の現存例は、本資料以外知られていない。このことは、寛政期における土砂留め管理の詳細化・厳格化にとまなう帳簿による記録が普及してきたことにより、実務上は簡略な土砂留め場絵図を志向するようになったことと関連するものと思われる。

VI 総括と展望

近世の淀藩における土砂留めに関して絵図を用いた研究は少なく、土砂留めの詳細が明らかとはいえない。そこで「城州江州土砂留場絵図」の特性と各村（町）等での土砂留工法と箇所などについて明らかにするとともに、本資料の作製過程についても考察を加えた。その内容について以下に要約する。

(1) 絵図の特性

これまでに知られている土砂留めに関する絵図は、「摂河淀川・大和川水系崩所絵図」（正徳5年（1715）、大阪歴史博物館蔵）や「山城国近江国土砂留場山内谷々図」（安政5年（1858）、佛教大学附属図書館蔵）など土砂留め場全体を俯瞰できる絵図であり、本資料のように68箇所もの村（町）等におよぶ谷筋の詳細を記した絵図でない。

本資料は土砂留役人が現地での確認と管理に関わって使用する意図で、概ね土砂留めの巡回コースに沿って配列した可能性がある。絵図の順番は河内国交野郡楠葉村から木津川左岸の相楽郡の下狛、対岸に渡り綴喜郡井手村から木津川を下り、支流の青谷川を上流へ向かい、さらに長谷川をさかのぼった後、綴喜郡田原郷の荒木川（田原川）へと至る。宇治川に合流する白川と志津川を抜け、宇治川右岸を下って畑寺村から六地藏、山科川の石田村・日野村に至る。その後、栗太郡下関ノ津（関津）村から瀬田川（宇治川）右岸をさかのぼり栗太郡橋本村に至る。本資料が使用された年代については、8丁裏の「寛政五丑ヨリ／申達普請場」と7丁表の「崩所有之／享和二戌秋／蛇籠之／手入」の記述から寛政5年（1793）から享和2年（1802）頃と考えられる。

また、本資料には木津川支流の天満川・天王川から瀬田川支流の中山川まで27の支流が描かれている。各村（町）等における支流ならびに谷筋の位置と延長・川幅の注記があり、当時の山間部の地形について詳細に知ることが

できる。さらには山の傾斜や裸地、耕作地の利用状況についても推察できることから、土砂留めだけでなく1800年頃の山地の景観復原にも活用できる点も重要といえよう。本資料の作製過程についても胡粉の色移りや下図などから推定を行った。写本の絵図を組んだ冊子の類似史料が少なくこの過程が一般的か否かについては、今後の研究が必要となる。

(2) 本資料から見た土砂留め工法

最後に、本資料に記載された土砂留めに関する諸情報から、当時の土砂留め普請の様相や工法について、予察的に検討してみたい。

土砂留めを行うためには、土砂を発生させないために裸地面積を縮小し、崩所の復旧を図る、土砂が下流に流れないように堰堤で止める、また、堰堤に溜まった土砂によって流水勾配が緩やかにすることで、土砂を押し流す掃流力を弱くするなどが必要となる。

このための具体的な江戸期の工法として、『加茂町史』に「松雑木植込・筋芝・築留・土木留・鎧留などがあった」とあり、その説明に「松雑木植込というのは、禿げ山など樹木の少ない部分に松やつつじなどの雑木を移植する」「筋芝は、山腹の斜面に植え込む」「築留は山腹の凹んだ部分や小溪状のところに土砂を築いて芝を張る」「鎧留は、谷筋に木材を積み重ねて障害物をつくり土砂の流出を防ぐ」との記述がある⁽⁴¹⁾。

本資料で確認できた土砂留めに関する工法は、裸地の解消を図り土砂を発生させない「小松植え付け（木苗の記述が一カ所）」の30箇所と、下流への土砂流失を抑制する「堰堤」の128箇所である。他に6丁表に「五ヶ所谷奥崩所柵／三拾五ヶ処」、7丁表に「崩所有之／享和二年戊秋／蛇籠之／手入」とあり、崩所を「柵」や「蛇籠」で止めていたことがわかる。17丁裏に「此处芝地」とあるが、前述の「筋芝」を示しているかは不明である。土砂留めに用いられる植物に求められる特性として、①乾燥とやせ地に耐え得るもの、②成長力が旺盛で速やかに斜面を固定し得るもの、③萌芽力旺盛で更新が容

易なもの、④地上部の割に樹根の引張力大なるものなどがあり、⁽⁴²⁾岩や砂地でも育つ松は植え付けに適した樹木といえる。

本資料から確認できる特筆すべき植付工法として、6丁表の煤谷川の記述に「此処谷巾ヒロク平カ、リニ押流候ニ付谷筋ヲ片ヨセ土手ヲ／ツキ、谷筋ノ外ハ小松植付場」とある。本工法では煤谷川の右岸の谷筋に堤防をつくり、堤防の外側（堤内地）に小松植付けを行い、裸地を少なくして河川内の浸食防止を行っている。同様に11丁表に描かれた3箇所⁽⁴²⁾の谷筋の中で、1箇所にマツタイプの樹木が22本も描かれており、山腹だけでなく河川内でも裸地を解消するために小松植付けが行われたと考えられる。河川内での植樹は流水阻害や洪水時に一掃されることから、その効果に疑問もあるが、この判断には他の事例研究が必要となる。これらの小松植付の記述は木津川流域にだけ見られる。

下流への土砂流失を抑制する堰堤については、内務省土木局が明治14年(1881)に発刊した『土木工要録』(附録)に、土堰堤、柴工堰堤、割石堰堤工、野面石垣堤、水路石垣土堰堤などの絵図と、各工法に関する説明として「蛇籠留 一名石蛇籠留ともいう。石礫の多く流れる溪流に用いる。直径二尺、長さ二間の竹蛇籠を作り、内に詰石をして杭で打ち止めて堰とする。両端に同じく蛇籠を垂れ懸けて中央を水路とする」⁽⁴³⁾などがある。工法を推察できる堰堤については、本資料の13丁裏で宇治川右岸に位置する7箇所の堰堤の簡易図が描かれている。堰堤形式は、①杭と石、②蛇籠と杭、③蛇籠、④蛇籠と杭と水通しの4つであり、前述の「蛇籠留」が施工されている。

一方、堰堤の記号としては、4丁裏に赤二重線、赤三角、黒線がかき分けられており、少なくとも3つの工法が用いられていたことがわかる。この中で赤線と黒線の区分は不明である。ほかに20丁裏の黒線に直交する数本の短い黒線があることから、杭をつかった堰堤であったことがわかる。

本資料に記載のある堰堤の箇所数については、木津川左岸が57箇所、その内で普賢寺川が最も多く26箇所になる。木津川右岸は青谷川が1箇所、長谷

川が2箇所、宇治川左岸も白川の3箇所と少ない。宇治川右岸が7箇所。一方で瀬田川左岸は58箇所と多い。これらの堰堤が一つの支流において複数の施工されている点も特徴といえる。堰堤を連続して施工する理由は、河川(谷筋)の勾配を緩やかにし、土砂流出を抑制するためである。現在の治山堰堤においても同様に連続堤を施工し山地の安定を図っている。堰堤の位置を確認できるのも本資料の特徴であり、今後は現地での遺構調査を行う必要がある。

ほかに土砂留めに関する記号として赤色で「○」の記載がある。この「○」は木津川流域の支流や谷筋にのみ記されており、土砂留工の必要な箇所を示していると考えられるが、この旨を示す凡例・注記は見られない。

赤色の「○」記号と「小松植付」の注記は、木津川流域だけに見られる。しかし、瀬田川流域でも小松植付が行われていることを踏まえると、河川の流域毎で記載事項が異なると考えられる。一方、堰堤を示す線記号が木津川左岸と宇治川左岸に多く見られるが、木津川右岸は少なく、宇治郷から下流の宇治川右岸には見られない点は、当時の土砂留めの様相を示しているとも考えられる。他に津藩や膳所藩の土砂留場との境界や新たな崩所などの注記も多く、本資料から得ることができる土砂留めに関する情報は多岐に渡る。ただし、先述のとおり、木津川右岸の堰堤を示す記号は著しく少なく、何らかの理由で、全て記載できていない可能性がある⁽⁴⁵⁾。当時の土砂留め普請の実態を正確にとらえる際には、別の記録類を援用した分析が必要である。

これまで述べてきたように、本資料から淀藩が管理する木津川(淀川)流域、宇治川・瀬田川流域において、128箇所の堰堤、30箇所の小松植付を確認でき、土砂留めを必要とする支流や谷筋の詳細な状況と管理内容が明らかとなった。縦帳の40枚の絵図(空白4枚含む)から68村(町)の土砂留めの様相を広域的に把握でき、土砂留め役人の現状把握用の絵図の機能が十分に想定できる。今後、絵図と文書との整合や、堰堤の現地調査を進めることで、1800年前後の淀藩が土砂留め管理を管轄した区域における土砂留めの実態が明らか

になると考える。

気候変動問題への関心が高まるなか、グリーンインフラ／Eco-DRRとして評価される過去の土木技術や、山地の管理の歴史が注目されている。こうした観点から議論を進めていくにあたり、近世の土砂留めについては土砂留め役人の管理業務に即した普請の実態や工法の検討が必要であろう。本研究が今後の研究の一助になれば幸いである。

[謝辞]

本研究は、日本学術振興会科学研究費若手研究（課題番号 21K13163、研究代表者：島本多敬）による成果の一つです。資料の利用に関しては、京都産業大学図書館のご高配を賜りました。記してお礼申し上げます。

[付記]

本稿は著者の島本・鈴木が共同で資料調査したうえで論旨を議論し、Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ・Ⅴ章は島本が、Ⅵ章は鈴木が執筆を担当した。また、Ⅲ章については、両人で適宜分担し、相互に原稿チェックをおこなった。

注

- (1) 水本邦彦 (2022) 『土砂留め奉行』 <歴史文化ライブラリー 550>、吉川弘文館、58-66 頁。
- (2) 注 1 前掲書、181-193 頁。
- (3) 土木学会編 (1936) 『明治以前日本土木史』岩波書店、219-246 頁。淀川百年史編集委員会編 (1974) 『淀川百年史』建設省近畿地方建設局、1541-1553 頁。
- (4) 塚本学 (1979) 「諸国山川掟について」『人文科学論集 (信州大学人文学部)』13、11-24 頁。
- (5) 水本邦彦 (1987) 「土砂留役人と農民」『近世の村社会と国家』東京大学出版会、221-273 頁。
- (6) 水本邦彦 (1993) 「近世の奉行と領主—畿内・近国土砂留制度における—」『近世の郷村自治と行政』東京大学出版会、225-266 頁。
- (7) 村田路人 (2019) 『近世畿内近国支配論』塙書房。

- (8) 村田路人 (1995) 『近世広域支配の研究』大阪大学出版会。同 (2009) 『近世の淀川治水』 <日本史リブレット 93 >、山川出版社。
- (9) 岩城卓二 (2006) 『近世畿内・近国支配の構造』柏書房。
- (10) 横田冬彦 (2001) 「『非領国』における譜代大名」『地域史研究』29 (2)、46-73 頁。
- (11) 千葉徳爾 (1991) 『増補改訂 はげ山の研究』そしえて。
- (12) 水本邦彦 (2003) 『草山の語る近世』 <日本史リブレット 52 >、山川出版社。
- (13) 島本多敬 (2017) 「享保期の上方における幕府広域支配と大名預所—狭山藩の狭山池預所を事例に—」『史林』100 (2)、268-302 頁。
- (14) 注 1 水本 (2022)、108-134 頁
- (15) 注 1 水本 (2022)、108-134 頁。
- (16) 島本多敬 (2022) 「『城州江州土砂留場絵図』にみる淀川筋の砂防」鈴木康久編『淀川水系河川絵図集成—近世絵図から河川の利用と管理を学ぶ—』一般財団法人近畿地域づくり研究所、37 頁。
- (17) 注 16 前掲書、37 頁。
- (18) 杉本史子 (1999) 『領域支配の展開と近世』山川出版社。杉本史子 (2018) 『近世政治空間論』東京大学出版会。
- (19) 伊藤安男 (1979) 「古地図よりみた輪中災害」歴史地理学会編『歴史地理学紀要 21 地図と歴史地理』歴史地理学会、85-102 頁。
- (20) 小野寺淳 (1991) 『近世河川絵図の研究』古今書院、11-18、231-260 頁。
- (21) 鳴海邦匡 (2022) 『地図』法政大学出版局、41-44 頁。
- (22) 渡辺理絵 (2008) 『近世武家地の住民と屋敷管理』大阪大学出版会。
- (23) 京都産業大学図書館「淀川水系河川絵図デジタルギャラリー」に全丁の画像が掲載される予定である (<https://www.kyoto-su.ac.jp/library/kichosyo/yodogawa.html>)。
- (24) 『悉曇字義集 乾』(筑波大学附属図書館)の1丁表に、同じ「松」「淳風私印」が捺されている(国立国文学研究資料館「国書データベース」掲載の画像を確認した <https://kokusho.nijl.ac.jp/biblio/100309111/4?ln=ja> (最終閲覧日: 2023 年 11 月 20 日))。松井淳風については不詳だが、『関保之助氏・大坪正義氏・松井淳風氏・石松居蘇石氏所蔵品入札目録』(京都美術倶楽部、1933 年刊行)に記載のある収集家である。
- (25) 注 5 水本 (1987)、237-257 頁。注 1 水本 (2022)、80-86 頁。
- (26) 栗太郎は膳所藩と淀藩が管轄しているが、大戸川流域の村々はほぼ全村が膳所藩領であることから、淀藩が土砂留めに関与しなかったため、本図に描かれなかった可能性がある。
- (27) 絵図に描かれた樹木表現におけるマツタイプなどの類型については、小椋純一の議論を踏まえている。小椋純一 (1992) 『絵図から読み解く人と景観の歴史』雄山

閣出版、75頁。

- (28) 精華町史編纂委員会編 (1996)『精華町史』本文篇、精華町、539-544頁。
- (29) 林屋辰三郎・藤岡謙二郎編 (1976)『宇治市史』第3巻、宇治市役所、200-203頁。
- (30) 河川堤防に関する情報がない理由として、山間を流れる河川の堤防はその村々の領主が、木津川・宇治川などの国役堤は京都代官小堀氏などが管理しており、土砂留めを担当する淀藩はそれらを直接所管しなかったことが推定される。水本邦彦 (2003)『絵図と景観の近世』校倉書房、36-40頁。
- (31) 注3 淀川百年史編集委員会編 (1974)、303頁。
- (32) 中野三敏 (1995)『書誌学談義 江戸の板本』岩波書店。
- (33) 膳所藩作製の土砂留め箇所の分布図「膳所藩領絵図」(元禄11年(1698)頃、栗東歴史民俗資料館蔵)などが想定される。
- (34) 鳴海邦匡は、摂津・河内にある崩所を描いた「摂河淀川・大和川水系崩所絵図」(大阪歴史博物館蔵)の作製時期と記載情報を紹介し、同図が土砂留め管理を担当する藩から大坂町奉行所に伝えられた現地の情報をもとにしていること、絵図の付紙に記載された年号と同じ正徳5年(1715)に、大坂町奉行が江戸の幕閣に土砂留めの状況を地図を用いて報告したと論じている。注21 鳴海 (2022)、41-44頁。
- (35) 綴喜郡田原郷においては庄屋宛に「毎年二月と八月には土砂手入れの触書があった」とされている。宇治田原町教育委員会編 (1980)『宇治田原町史』第一巻、宇治田原町、286頁。
- (36) 注1 水本 (2022)、133頁。
- (37) 注1 水本 (2022)、128、134頁。
- (38) 安政5年(1858)に模写された図のうち「山城国近江国土砂留場山内谷々図」には近江国栗太郡の土砂留め場が描かれており、淀藩が同郡の管轄を離れる文化7年(1810)以前の原因が参照されたと推定されている。注1 水本 (2022)、132頁。
- (39) 注1 水本 (2022)、185-190頁。
- (40) 注22 渡辺 (2008)。
- (41) 加茂町史編さん委員会編 (1991)『加茂町史』第二巻近世編、加茂町、211頁。
- (42) 林拙郎 (2008)『自然環境保全のための保全砂防学入門』電気書院、109頁。
- (43) 楠善雄校注 (1976)『江戸科学古典叢書』8 <土木工要録付録>、恒和出版、178-188頁、解説47-48頁。
- (44) 注1 水本 (2022)、118-123頁。
- (45) 注3 土木学会編 (1936)、238-241頁には、寛政7年(1795)から同9年に至る青谷川・中山川の土砂留め普請の工法や数が記載された普請箇所付帳が収録されているが、この情報と本資料の絵図(9丁裏・10丁表)の記号表現は対応していない。



図1 「城州江州土砂留場絵図」の表紙
島本撮影、以下の資料写真も同じ

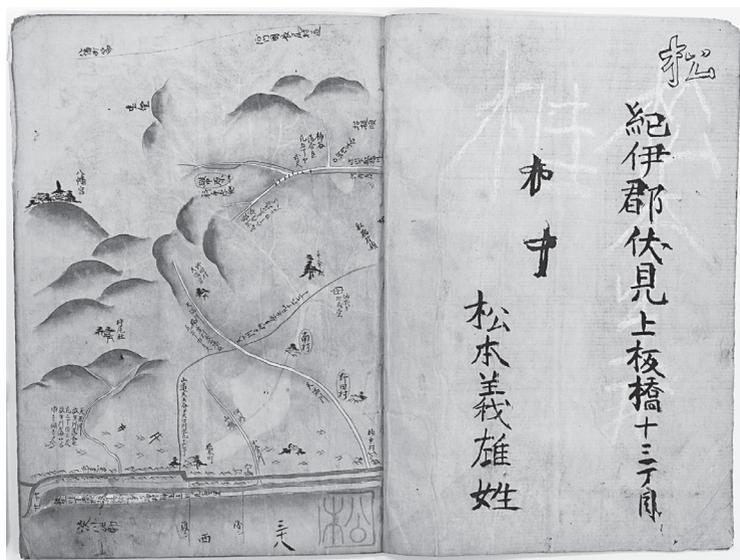


図2 見返し・1丁表

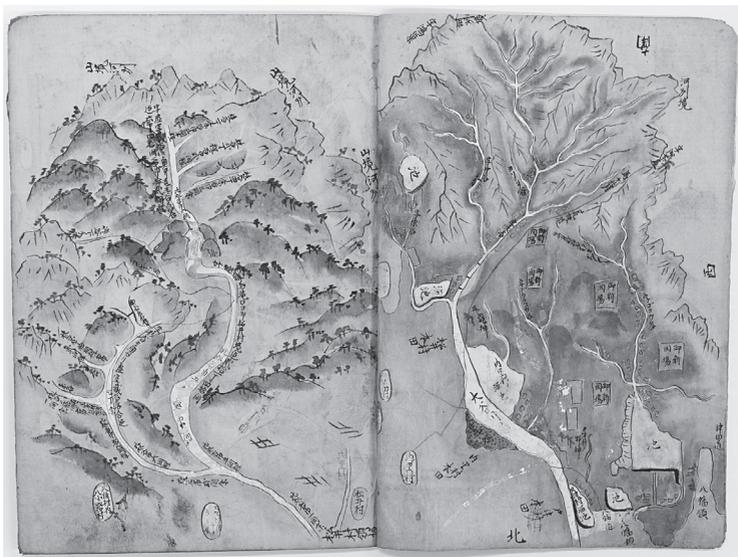


图3 1丁裏·2丁表

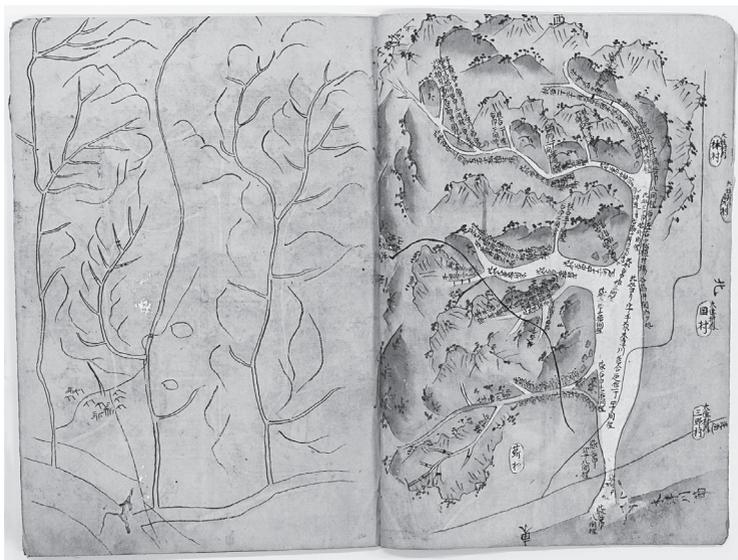


图4 2丁裏·3丁表

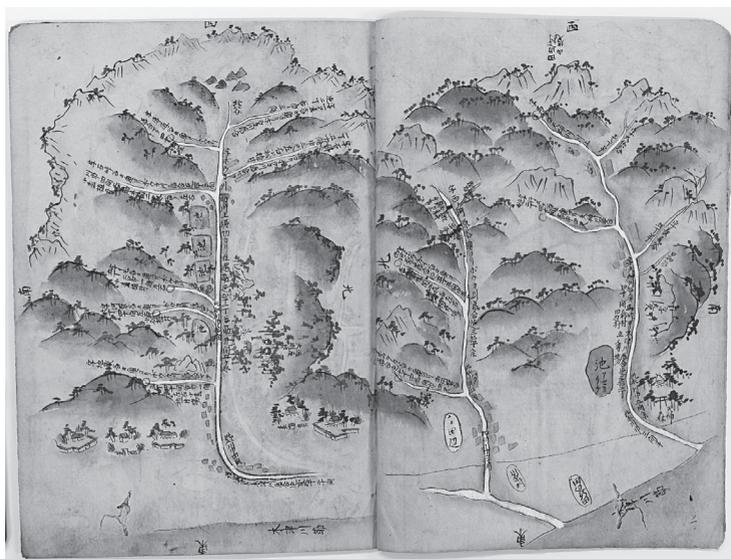


図5 3丁裏・4丁表



図6 4丁裏・5丁表

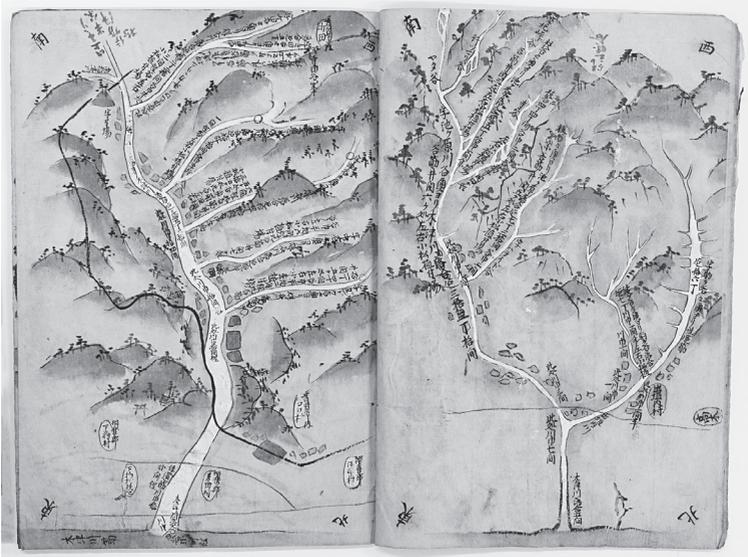


図7 5丁裏・6丁表

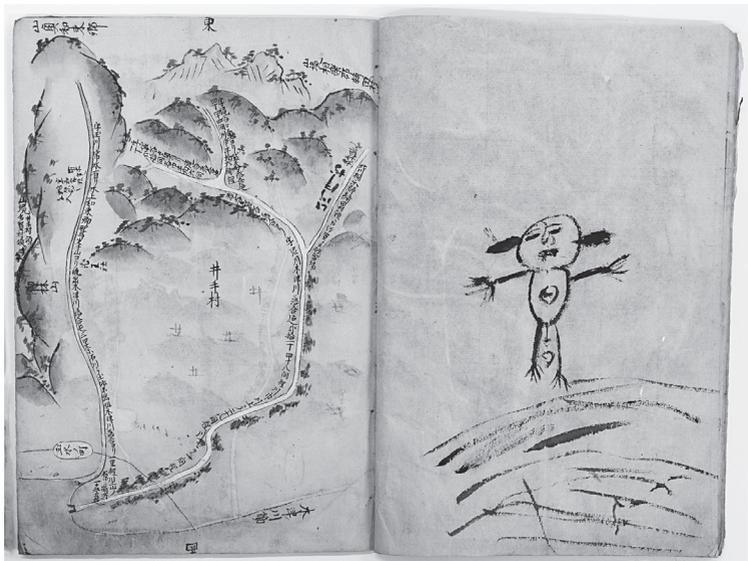


図8 6丁裏・7丁表

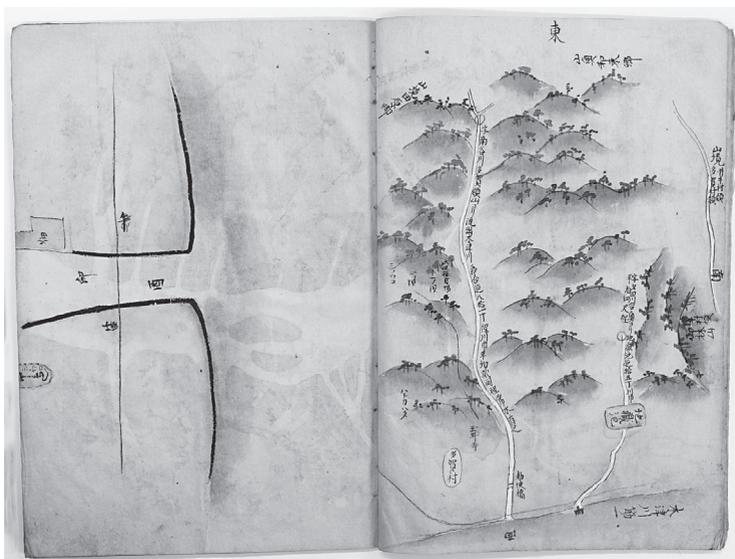


図9 7丁裏・8丁表



図10 8丁裏・9丁表

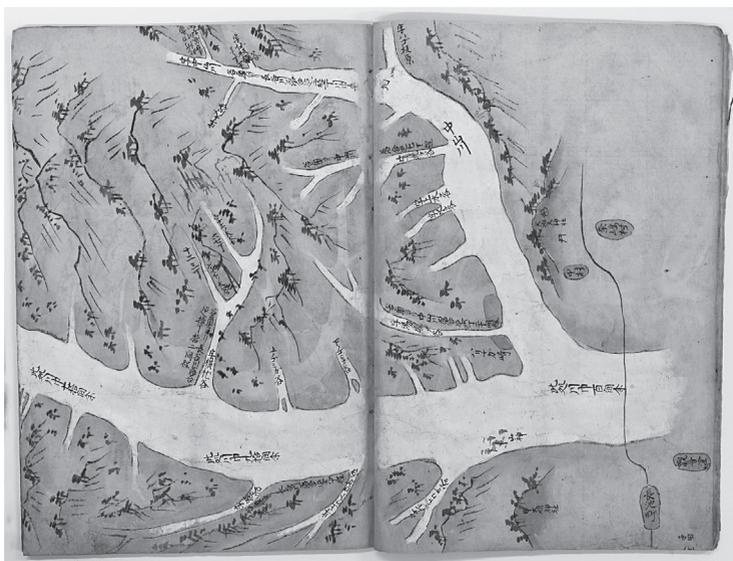


图 11 9 丁裏 · 10 丁表

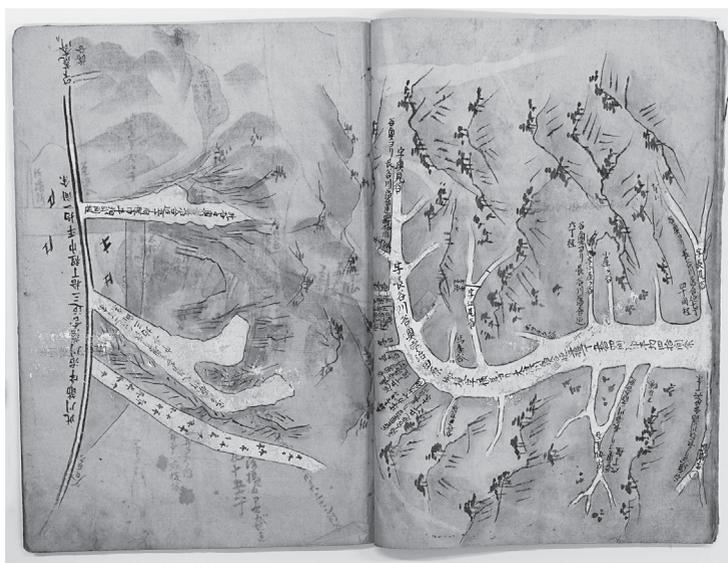


图 12 10 丁裏 · 11 丁表

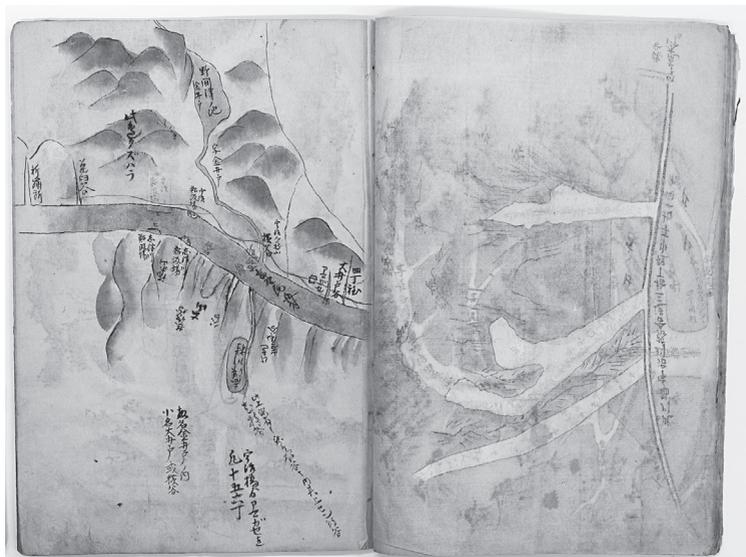


図13 11丁裏・12丁表

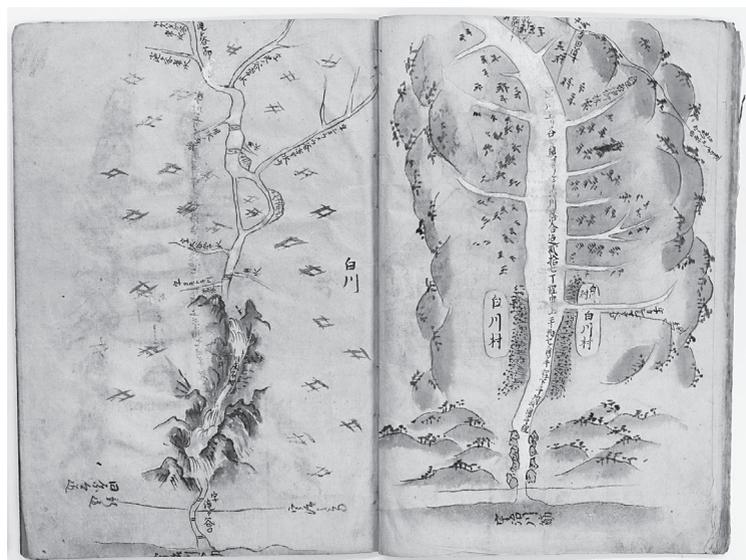


図14 12丁裏・13丁表

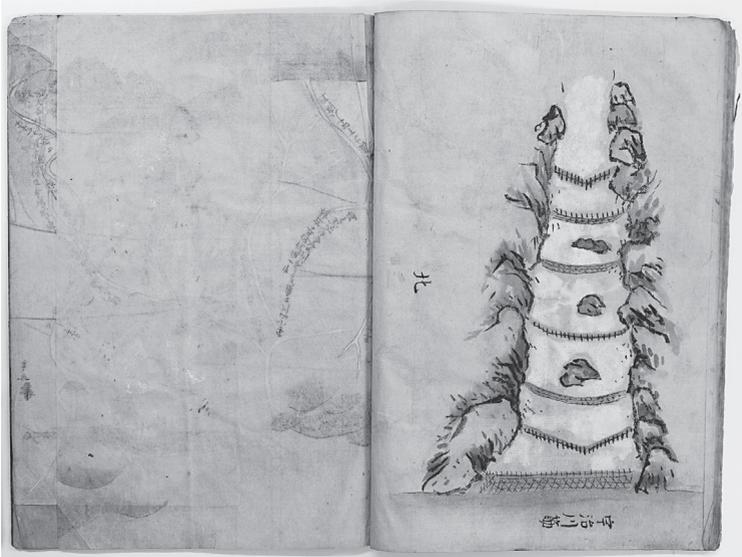


图 15 13 丁裏 · 14 丁表

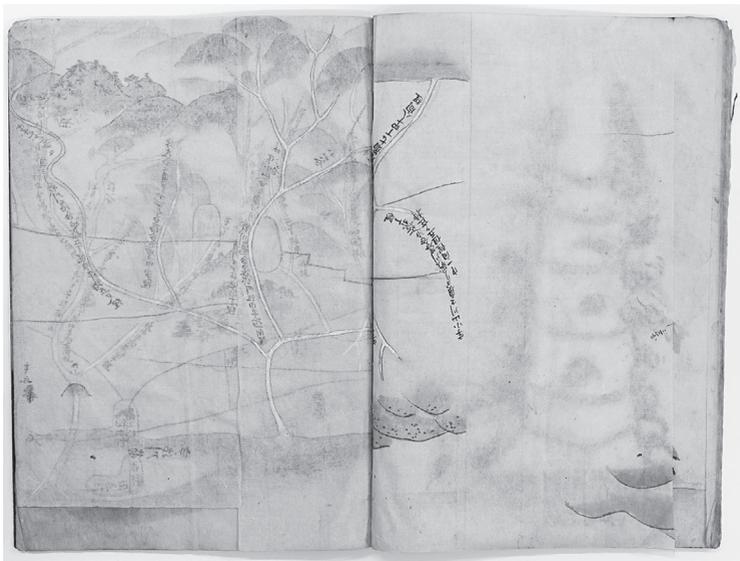


图 16 14 丁裏 · 15 丁表

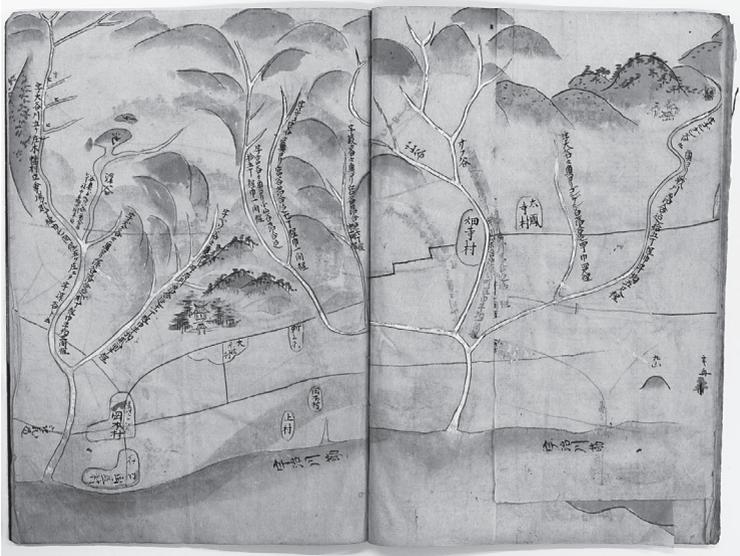


図 17 15 丁裏・16 丁表



図 18 16 丁裏・17 丁表

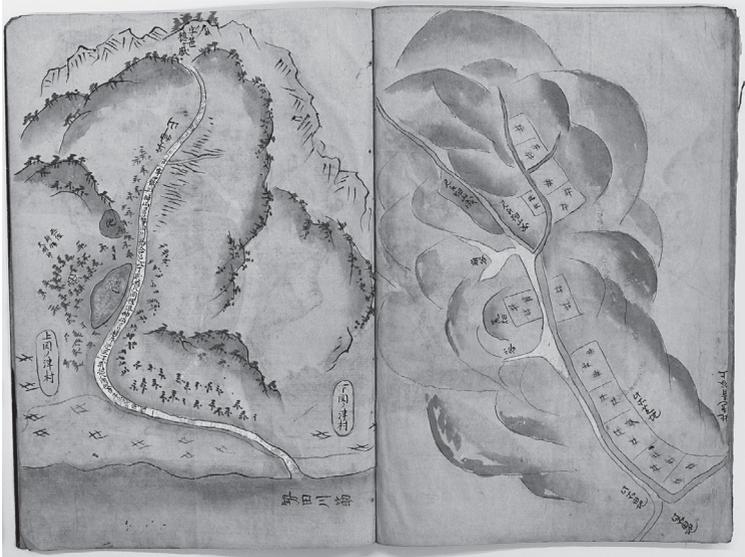


図19 17丁裏・18丁表

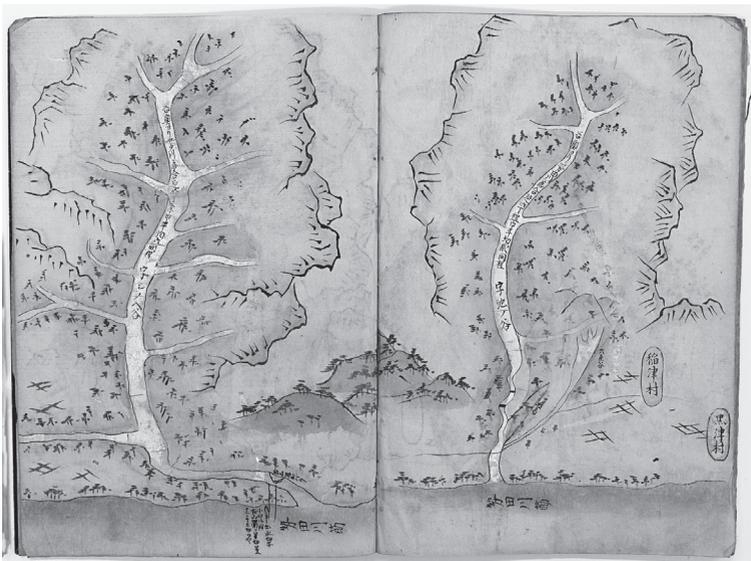


図20 18丁裏・19丁表

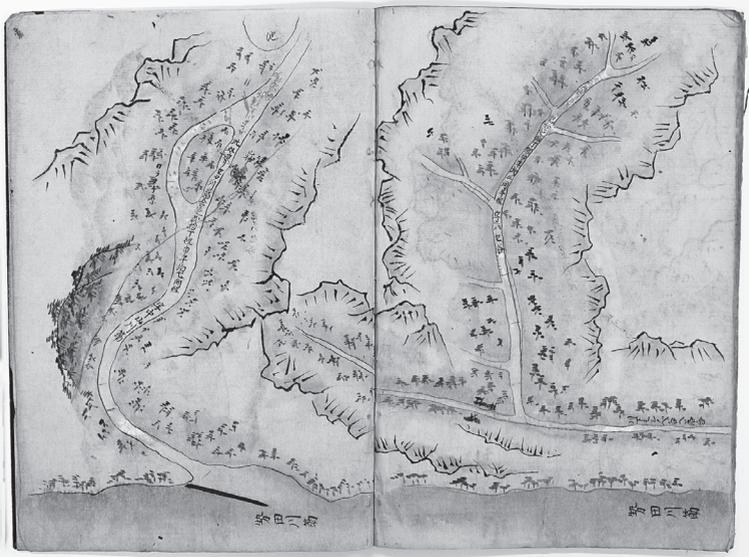


図21 19丁裏・20丁表

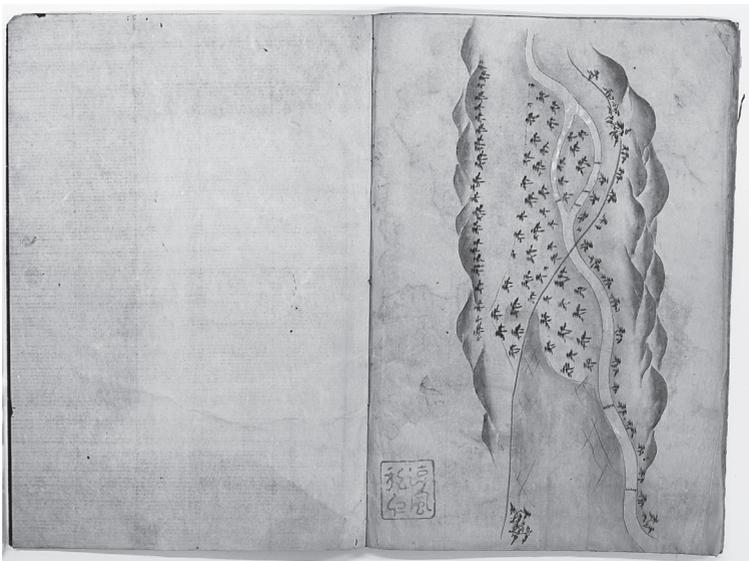


図22 20丁裏・裏見返し

